

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション 會計の發展

片野一郎

目次

- 第1項 第二次世界大戦以降のイギリスの物價水準變動と同國企業の財務に及ぼしたその影響
 - 第2項 イギリス・インフレーション初期における「資本維持」問題をめぐる經濟學者の見解と正統派會計士の見解（一九四一〜四五五年）
 - 第3項 イニシアル・アロウアンス制の實施による徵稅緩和政策の登場（一九四五五年）
 - 第4項 インフレーション昂進期に改制された會社法上の「true and fair view」の要求と著名長老會計士のインフレーション會計觀（一九四八年）
 - 第5項 イングランド・ウェールズ勅許會計士協會の「會計原則に関する勸告書第十二號、物價水準の上昇と會計」の公表（一九四九年）
 - 第6項 「營業利益の課稅に関するタッカー報告」の公表とその反響（一九五一年）
- 第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

第7項 第六回國際會計會議における「物價水準變動と會計」問題の討議を契機とする英國内のインフレーション會計論議の高潮（一九五二年）

第1項 第二次世界大戰以降のイギリスの物價水準變動と同國企業の財務に及ぼしたその影響

I イギリスにおける物價水準變動の經過

イギリスにおける物價水準の動きを次表の *Statist/Saverbeck* 卸賣物價指數（第二次世界大戰勃發前年一九三八年基準）によつてみる。第一次世界大戰當時のその動きは、大戰勃發のその年一九一四年の九四から大戰終了の年一九一八年には二一三に及び、翌一九一九年には二二九、さらに二〇年には二七九を示したが、これを頂點として急速に下落しはじめ一九三一年には九一まで下つた。爾後第二次大戰勃發の年一九三九年にいたるまでは、基準物價の水準を保ち合つていた。

しかるに、一九三九年の第二次世界大戰勃發以降物價はふたたび上昇に轉じて以來一九五一年にいたるまで、一路その上昇の歩みを止めていないのである。

かくして、一八八〇年以降一九五一年にいたるイギリスの物價は、第二次大戰の勃發した一九三九年を境として、その以前と以後では顯著なちがひのあることを示している。一九三九年以前の物價は、第一次世界大戰の衝擊に發端

イギリス卸賣物價指數

1938年=100 Statist/Sauerbeck 指數

1880.....	98	1932.....	88
1885.....	80	1933.....	87
1890.....	80	1934.....	90
1895.....	69	1935.....	92
1900.....	83	1936.....	98
1905.....	80	1937.....	113
1908.....	81	1938.....	100
1909.....	82	1939.....	104
1910.....	87	1940.....	142
1911.....	89	1941.....	158
1912.....	94	1942.....	168
1913.....	94	1943.....	182
1914.....	94	1944.....	178
1915.....	120	1945.....	183
1916.....	151	1946.....	207
1917.....	194	1947.....	256
1918.....	213	1948.....	289
1919.....	229	1949.....	304
1920.....	279	1950.....	360
1921.....	172	1951. 1月.....	450
1922.....	146	2月.....	467
1923.....	142	3月.....	466
1924.....	154	4月.....	473
1925.....	151	5月.....	467
1926.....	139	6月.....	450
1927.....	136	7月.....	438
1928.....	132	8月.....	431
1929.....	127	9月.....	440
1930.....	107	10月.....	436
1931.....	91	11月.....	441

つづける非同歸性物價の性格をあらわしている。

しかも、爾後におけるイギリスの物價の趨勢に關しては同國の經濟専門家の間には、現在一時的後退状態を示してはいても、大勢は傾斜の上昇の線をたどるといふ見通しをもつものが多かつたのである。第一次世界大戰當時の物價激動時代にヨーロッパの大陸諸國においてそれぞれインフレーション會計が異常な關心を呼びおこしていた當時、ひとりイギリスだけは、ついにこの問題に關心をむけた會計上の文獻が現われなかつたのである。しかるに、第二次世界大戰後は同國の經濟専門家・會計専門家の進歩的人士の間にいち早く「物價變動と會計問題」に關して異常な關心をまきおこしている。これは第一次世界大戰の當時の各國における經驗からインフレーション會計の理論と方法に關

した一時的急上昇をひきおこしてはいるがやがて正常線に復歸するといふ回歸性物價であるのに對して、一九三九年以降は一路傾斜的上昇を

する思考が相當程度まで世界的に浸透していたという事情にも原因すると考えられるが、その最も主な事由は、第二次世界大戦以降その當時に及びさらに將來につながるイギリスの物價の變動が非同歸的なものであるという一致した見解につよく根ざしていたといつて間違いないであらう。

一九五二年六月ロンドンで開かれた第六回國際會計會議の主要議題であつた「物價變動と會計」(Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts) について、イギリスの C. Percy Barrowcliff (彼は The Society of Incorporated Accountants and Auditors の會員であり、この報告は彼の個人的意見であることを彼は特に斷つてゐる) は、その會議における報告の中で次のようにのべている。

「今日の物價の動きは第一次世界大戦後における當時の物價の動きとは全くちがつている。この物價が第二次世界大戦前の水準に安定する兆候は全くみられない。」(The Sixth International Congress on Accounting, 1952. Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts. p. 12)

「これらの點に徴して現在の物價水準をみると、それが將來永續し重大な影響をおよぼすべき要素をふくんでゐることが窺われる。これは、現代の會計コンペンションに重大な攪亂をあたえることになるのである。過去七十年にわたるイギリスの會計實務は牢固としてオリジナル・コストにその基盤をおいてゐる。その間たびたび物價の變動をみたが、しかし物價はふたたび元の水準に復歸するであらうから、長期にわたつてみれば物價變動は會計實務上なんらの影響をもたない、ということが常に假定されてきてゐる。もしも、過去におこつた物價變動が、ちょうど現在の物價變動のように、適當な時間を経過すると元の水準に復歸する見込みのない恒久的上昇性をもつもの

であつたならば、會計上のコンヴェンションの一部を變更しなければならぬかどうかということがもつとずつと早く問題になつていたであらう。問題の焦點はあきらかに、現在の上昇した物價水準は一時的のものに過ぎないことが證明されるかどうか、という一點に懸つてゐる。これまでの證明から得られる答は、事態は一時的のものでないといふことのものである。戦前(一九三九年)の物價水準は回復しないであらう。そうなれば、まつたく違つた一そう高い水準がノーマル・スタンダードとして容認されることになるわけである。」(ditto. P. 13~14)

イギリスにおける經濟専門家および會計専門家の間には、同國の物價水準の變動に對する會計上の認識の仕方として、さらに、もう一步をすすめた見方をしてゐる一派がある。The Association of Certified and Corporate Accountants は一九五二年六月、(第六回國際會計會議がロンドンで開かれたその月) 'Accounting for Inflation, A Study of Techniques under Changing Price Levels' とつう一書を公刊した。この書物は職業會計士オセーテド・イン・インフレーションと經濟専門家エコノミクスの協力によつて成つたものであるが、その中で著者たちは、イギリス物價水準變動の経過を一七九〇~一九五〇年の長期にわたつて觀察した結果にもとづいて、イギリスにおける長期物價はそのピークからピークの間におおよそ五十年ないし六十年の期間をおいて周期的循環變動をおこなつており、この長期周波動の間において、さらにこれと明確に區別しうる、主として景氣變動に原因するとされている、短期の變動の存することを指摘した後、つぎのように述べてゐる。

「物價上昇期に生ずる固定資産取換準備不足は物價下落期に生ずる準備過剰によつて補償されると考えるのはまつたく誤りである。長期波動・短期波動ともに周期的循環をえがいてゐるが、これらの循環における上昇と下降は、

その幅も期間も非常に不統一である。言いかえれば、前の價格上昇をうめるに必要な價格下落は遅れすぎたり、また、その大小の順序がまちまちであつたり、特定資産の取得と取換の時期に都合よく發生しないのである。たとえ長期の波動が均一の持續時間と幅のものであつたとしても、その一循環の期間が五〇年ないし六〇年であるという事實は時間的影響を正しく平均化する可能性をなくしてしまうであらう。自動的にうめ合せるといふ保證は何にもないのであり、またこのような埋合せがおこるべき理由もないのである。」(Accounting for Inflation. 1952. p. 27)

約言すれば、'Accounting for Inflation'の著者によれば、物價の長期的周波動の幅と時間が均一であつても、この長期周波動の波と波の間におこる短期周波動の幅と時間が均一でないかぎり、歴史的原價基準による利益計算では企業の実體資本の維持は保障されない、というのである。

II イギリス・インフレーションが同國企業の財務におよぼした影響

第二次世界大戦勃發以降のイギリスのインフレーション物價は同國諸企業の財務構成にどんな一般的影響をあたえたか。これはインフレーション會計の研究上重要にして興味ある課題である。

まず、一九三八年(大戦勃發前年)から一九五〇年にいたる期間にわたり産業の固定資産の時價による取換原價と在庫品(原材料・仕掛品・完成品)の市場價格の推移を次表(第2表・第3表)によつてみる。(The Association of Certified and Corporate Accountants: Accounting for Inflation, London 1952. p. 29; p. 32)

第2表における固定資産の價格は終戦の一九四五年には戦前一九三八年の水準に比べて五九パーセントだけ騰貴し、

第 2 表
固定資産取換原價指數

取得年次	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
1938……	100	102	113	130	137	143	148	159	175	195	209	218	232
1939……		100	111	127	134	140	145	156	172	191	205	214	227
1940……			100	115	121	127	131	141	155	173	185	193	205
1941……				100	105	110	114	122	135	150	161	168	178
1942……					100	104	108	116	128	143	153	159	169
1943……						100	103	111	122	136	146	152	162
1944……							100	107	118	132	141	147	157
1945……								100	110	123	131	137	146
1946……									100	111	119	125	133
1947……										100	107	112	119
1948……											100	104	111
1949……												100	106
1950……													100

(注) 1951 年指數は 1950 年指數の 15% 増と見積られる。

一九五〇年には戦争勃發前年に比べて一三二パーセントだけ騰貴し、終戦年時に比べて四六パーセント騰貴している。

イギリスの會社法の規定では、企業の固定資産の減價償却はその取得原價に基いて計上しなければならぬことになつてゐるが、その償却費は右の時價による取換原價に基礎を置いて計上する減價償却費にくらべると著しい償却不足を來たすことになる。個々の企業におけるこの償却不足は、取得年次の古い資産を多く所有する企業ほど著しいわけである。英國産業が全體としてどの程度の償却不足を招いたかを正しく測定することはもちろん困難であらうが、'Accounting for Inflation' の著者たちが、多數の會社か

第 3 表
 原材料・仕掛品・完成品價格指數表

年	指 數				前年に對する變化			
	原材料	仕掛品	完成品	平均	原材料	仕掛品	完成品	平均
1938	100	100	100	100				
1939	107	102	99	102.6	+7	+2	-1	+2.6
1940	159	139	119	139.0	+49	+36	+20	+35.0
1941	179	158	132	156.3	+13	+14	+11	+12.6
1942	182	162	136	160.0	+2	+3	+3	+2.6
1943	187	164	138	163.0	+3	+1	+1	+1.6
1944	198	168	141	169.0	+6	+2	+2	+3.3
1945	202	173	144	173.0	+2	+3	+2	+2.3
1946	206	187	155	182.6	+2	+8	+8	+6.0
1947	246	214	168	209.3	+19	+14	+8	+13.6
1948	322	238	189	249.6	+31	+11	+13	+18.3
1949	320	249	198	255.6	+1	+5	+5	+3.6
1950	429	282	209	306.6	+34	+13	+6	+17.6
1951	648	356	240	414.6	+51	+26	+15	+30.6

(注) Board of Trade の基礎原材料・中間製品・製品の卸賣價格指數による。

ら得た個別報告資料にもとづいて平均的に測定したところでは、一九四九年から一九五〇年にわたる減價償却引當金は時價カレント・プライスによる取換原價で再計算した額に比べて約五〇パーセント(註)の不足になるといふ。(Accounting for Inflation, 1952, p. 28)

(註) イギリス工業連盟が八〇社について調査した一九四九〜五〇年の實際減價償却額は、時價による取換原價で計算した償却見積額に對し五二パーセントの不足額を示している。(The Effect of Taxation on Inflationary Capital Resources, Federation

次に在庫品(原材料・仕掛品・完成品)の卸賣價格の推移(第3表)をみると、原材料の價格變動は最も鋭敏で、戦前一九三八年を基準にして、戦争勃發の翌年一九四〇年には五九パーセントを騰貴し、終戦年時の一九四五年には一〇二パーセントを騰貴し、一九五一年には五四八パーセントの騰貴を示している。仕掛品の價格はこれに次ぎ、右の各年において、それぞれ、基準年次に比べて三九パーセント・七三パーセント・二五六パーセントの騰貴を示している。完成品の價格騰貴は最も微弱であり、右各年において、その騰貴率は一九パーセント・四四パーセント・一四〇パーセントとなつている。

右のような、固定資産および在庫品の價格變動事情のもとに、イギリス企業がその財務の上に如何なる一般的影響をうけたかを知るのに好適な資料として、'Accounting for Inflation'中に報告されている30社綜合の貸借對照表分析表および損益計算書分析表を次に引用して、實情を究明する。^(註)

(註) この綜合分析表を構成する30社は自己資本總額一〇〇萬ポンド以下の小規模のものから五、〇〇〇萬ポンド以上のものをふくむ廣い分布にわたるパブリック・カムパニーである。

自己資本 (100萬 ポンド)	會社數
0~1	9
1~3	7
3~10	6
10~20	3
20~35	2
35~50	2
50以上	1
	<u>30</u>

第 4 表
30社綜合貸借對照表分析表

單位 100 萬ポンド

	1938年	1945年	1949年	1950年
〔資本調達—負債〕				
I 當座負債及引當金：				
(a) 短期借入金及當座借越…	2.2	4.6	21.8	10.5
(b) 買掛金及び繰延勘定…			71.6	89.7
(c) 納税引當金…				
(i) 現在…			40.2	43.5
(ii) 未來…	43.9	85.2	23.1	36.9
(d) 豫定配當金…			6.7	8.4
(e) 其他引當金及負債…		22.2	17.5	16.7
(f) 合計…	46.1	112.0	180.9	205.7
II 社債及長期借入金…	25.6	22.7	27.9	59.7
III 子會社の少數株主持分…	12.8	14.2	19.2	21.4
IV 株式資本				
(a) 優先…	42.1	45.9	49.8	49.8
(b) 普通…	88.4	93.1	113.7	121.6
(c) 合計…	130.5	139.0	163.5	171.4
V 準備金				
(a) 資本…	3.2	4.5	44.9	59.3
(b) 利益(註 1)…	33.9	58.0	94.3	110.1
(c) 合計…	37.1	62.5	139.3	169.4
合計…	252.1	350.5	530.8	627.7
〔資本運用—資産〕				
I 當座資産				
(a) 現金預金…	14.1	21.4	28.8	43.0
(b) 短期投資と流通證券…	7.1	18.5	10.7	16.9
(c) 國債…	1.3	15.1	2.0	1.4
(d) 前拂金…	33.0	62.6	92.8	117.0
(e) 在庫品・仕掛品…	44.2	89.7	172.1	192.1
(f) 合計…	99.6	207.2	306.4	370.4
II 他會社投資及び利息…	16.7	21.4	35.4	37.5
III 固定資産…	112.6	100.8	166.6	196.5
IV 無形資産…	23.2	21.0	22.4	23.3
合計…	252.1	350.5	530.8	627.7
固定資産の取得原價(註2) …	×	×	313.3	361.0
減價償却引當金累計…	×	×	146.7	164.5

(註 1) initial allowances から發生した繰延未拂税を含む

(註 2) 1948 年會社法による再評價額を含む

① 資産構成の變化

第4表の綜合貸借對照表分析表上、資産構成についてみられる顯著な變化は、固定資産の帳簿價額が一九三八年から一九四九年までに一一二・六ミリオン・ポンドから一六六・六ミリオン・ポンドへとおよそ五〇パーセントを増大したのに對し、一方、在庫品・仕掛品は同じ期間に四四・二ミリオン・ポンドから一七二・一ミリオン・ポンドへと約四倍に増加していることである。在庫品・仕掛品價額のこの膨脹は、その一部分は手持物量の増大したことによるものであるが、その大部分が價格騰貴に原因するものであることは、第3表の在庫品價格指數表の示すところから明らかである。(この表において一九三八年價格を基準にして一九四九年價格は原材料三二〇、仕掛品二四九、完成品一九八、平均二五六となつてゐる。)

在庫品・仕掛品の帳簿價額の増大をまかなつた資金源泉をさぐつてみると、一部分は利益により、一部分は銀行からの當座借入の増大により、また一部分は短期借入によつてゐるが、特に一九四五年以後は手持の短期證券の處分によつたことがわかる。

一九五〇年には、在庫品・仕掛品の價額は一九二・一ミリオン・ポンドとなつて前年に比しさらに一一パーセント、金額にして二〇ミリオン・ポンドを増大した。

この價額増大の原因が單なる市價の騰貴によるものであることは、第3表の在庫品價格指數表からみて確かである。また、固定資産も一九五〇年には一九六・五ミリオン・ポンドとなつて、前年に比し一八パーセント金額にして三〇ミリオン・ポンドを増大し、これは明らかに資本支出がおこなわれた結果である。

一九五〇年におけるかかる資産價額の増大をまかなつた資金供給源としては、第一に利益の再投資、第二に外部からの長期資金の吸収によつたことが認められる。後者は、その四分の三が社債および無擔保手形の發行によるものであり、他は普通株の發行によつてゐる。

第二次大戦の終つた一九四五年における固定資産の償却後價額は一〇〇・八ミリオン・ポンドで、それは戦争勃發の前年一九三八年の一・二・六ミリオン・ポンドより一・八ミリオン・ポンドも小さい。この間における固定資産の時價による取換原價は、第2表にみるように五九パーセントも上昇している事實に顧みて、固定資産の廢棄がおこなわれたのをうめるだけの資本支出が充分おこなわれていなかつたことが示されている。

しかるに、一九五〇年における固定資産帳簿價額は一九四五年のおおよそ二倍にちかひ數量を示している。この價額増加分の内容は、一部は資産の物量増加にもとづくものであり、他は戦時中見送られていた維持および更新を後からおこなつたための支出によるものであることは間違いない。

‘Accounting for Inflation’の著者たちのいうところによれば、被調査會社全體の戦後一九四五年から五〇年までの六年間における固定資産の物量増加分は大たい四五パーセントであるとみており、これをその六年間に割りあてると平均年七・五パーセントとなり、この數字は同期間におけるイギリス工業生産力の擴大の割合におおむね等しいといふ。(同書 p. 34)

次に、第5表の英國企業三〇社綜合利益分析表によつて、これら三〇社の一九五〇年の名目利益と實體資本維持との關係を討究してみよう。

第 5 表
30社綜合利益分析表

單位 100 萬ポンド

	1938年	1945年	1949年	1950年
I (a)~(d)控除後の營業利益	16.7	27.9	50.5	77.3
(a) 減價償却	4.9	8.3	16.2	19.7
(b) 社債及借入金利息	1.1	1.1	1.3	2.0
(c) 役員手當及管理費等	1.1	3.1	4.3	5.6
(d) 修繕維持費	0.4	0.5	0.5	0.6
II 其他の収益				
(a) 投資利益	0.4	0.4	2.5	3.6
(b) 其他收入利益	1.1	1.2	0.3	0.3
(c) 未收収益	0.1	1.0	1.2	1.1
(d) 合計	1.6	2.5	4.0	4.9
III 税込利益	18.3	30.4	54.6	82.2
IV 租税				
(a) N. D. C., E. P. T., or P. T.	×	3.8	8.0	11.7
(b) 所得税	×	13.4	17.1	27.3
(c) 其他租税	×	0.0	0.4cr	1.4
(d) 合計	5.5	17.2	24.6	40.3
V 税引利益	12.8	13.2	29.9	41.9
VI 子會社の外部利益部分	0.3	0.5	1.0	1.3
VII 税引正味利益	12.5	12.7	28.9	40.6
VIII 配當金				
(a) 優先	2.3	1.7	1.9	1.9
(b) 普通	6.2	5.1	7.4	9.0
合計	8.5	6.8	9.3	11.0
IX 利益留保				
(a) 繰延未拂所得税	0.0	0.0	3.0	4.4
(b) 固定資産減價償却及取替の追加準備金	0.0	1.7	2.6	7.2
(c) 其他特別留保	0.6	1.2	1.4	1.6
(d) 資本及利益準備金	2.8	2.2	11.2	13.6
(e) 合計	3.5	5.2	18.1	26.8
X 子會社の留保分	0.5	0.6	1.5	2.9
	12.5	12.7	28.9	40.6

×印は不明

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

四五

まず、一九五〇年の營業利益 (Trading Profit) a 減價償却費 b 借入金利息 c 役員手當及管理費 d 修繕維持費を控除した後の利益) は七七・三三ミリオン・ポンドでこれは一九四九年の五〇・五五ミリオン・ポンドよりその約五〇パーセントを増大している。

ところで、一九五〇年會計年度減價償却費は一九・七七ミリオン・ポンドである。既に見たところによれば、一九四九と五〇年における英國企業の實際減價償却額が時價による取換原價にもとづく償却見積額に對して五〇パーセントないし五二パーセント不足である (本稿四〇頁の記述参照) ことが報告されているので、前記三〇社綜合の一九五〇年の減價償却額を時價による取換原價に即して計上するとすれば、均二〇・五五ミリオン・ポンド不足していることになる。利益分析表に示された利益留保額は、未拂所得税四・四四ミリオン・ポンドを控除すると正味二二・四四ミリオン・ポンドである。この利益留保額のうちから假に減價償却不足二〇・五五ミリオン・ポンドを埋めるとすれば、残りの利益留保額は約二ミリオン・ポンドにしかない。

一方、既に第4表貸借對照表分析表でみたように、在庫品・仕掛品は一九四九年の一七二・一ミリオン・ポンドに對して一九五〇年は一九二・一ミリオン・ポンドと前年よりも二〇ミリオン・ポンド、率にして一二パーセントを増大している。第3表の英國商務局卸賣指數表によれば、原材料・仕掛品・完成品の一九四九年から五〇年の間に於ける騰貴率は、それぞれ三四パーセント、一三パーセント、六パーセント、平均一七・二パーセントであつた。これによつてみれば、三〇社の一九五〇年綜合貸借對照表の在庫品・仕掛品が前年度より價額にして二〇ミリオン・ポンド、率にして一二パーセント増大しているのは、單なる市價の高騰に原因するものであることが明らかである。「イギリス

ス産業界全體を通じて一九五〇年末の原材料・完成品の在庫數量は一九四九年末よりも少かつた實情に即して、右三〇社の在庫品・仕掛品の實數量は前年より低下してゐたであらう。」と「Accounting for Inflation」の著者は報告している。

かくして、三〇社全體として一九五〇年の總利益は前年度の五〇パーセントも増大しながら、その利益留保額二・四ミリオン・ポンドの全部を以てしても、時價による取換原價での減價償却必要額中の不足分二〇・五ミリオン・ポンドと在庫品・仕掛品の對前年度價額超過部分二〇ミリオン・ポンドをまかなうには約一八ミリオン・ポンド不足であつたということになる。

一九五〇年の三〇社綜合貸借對照表上、外部負債の顯著な増大による資金吸収の事實がみられるのは、累年膨脹をつづけてきた名目利益のヴェールの下で次第に潛行してゐた資本の實質的蠶食をいまや補填しなければならぬ必要にせまられて行つた不可避的な財務行爲にもとづくものにはかならなかつたのである。

第2項 イギリス・インフレーション初期における「資本維持」問題をめぐる

經濟學者の見解と正統派會計士の見解（一九四一〜四五年）

私見によれば、イギリスにおけるインフレーション會計の發展には種々なる要因が重なりあつてゐるが、その發端を刺激したものはインフレーションの初期一九四一年（昭和十六年・この年太平洋戰爭勃發）〜二年にわたつて展開された F. A. von Hayek, A. C. Pigou, J. R. Hicks らを中心とする經濟學者たちの資本維持論争であつた。これらの

經濟學者たちの資本維持觀は、もちろん、個別企業の立場から物價水準變動との關係においてみた資本維持問題を對象としたものではない。しかしながら、そこでとりあげられる資本と所得の本質ならびに價値測定の問題は當然物價との關係にふれざるを得ないわけである。しかし物價問題を超えるひろい範圍において、これら經濟學者たちの資本維持論争の内容に介入することは本稿のとりあつかう範圍外にある問題である。ここでは、物價變動との關係における企業所得の測定に關して、經濟學者の側の見解とこれと對照的な立場において發表されたと明らかに認められる正統派會計士の側の見解をうかがつてみよう。

I 經濟學者ハイエクの資本維持觀

一九四一年經濟學者ハイエクは、その著書「資本の純粹理論」(The Pure Theory of Capital, London 1941.)において、資本と所得の本質を明らかにすることに關して、資本の収益力維持の考え方を次のように述べている。

「不變の所得の流れを維持すべきものとすれば、純所得ネット・インカムとみなし得るのは、期待的用役エクスペクテッド・サービスのうちで將來において同等の所得を獲得すると思われる新しい非永久性財の再生産と矛盾しないような部分のみがそれである。この點に關して、なかんづく、見落してならぬ點は、陳腐化性資本財の用役價格——即ちその總収益トータル・リターン——のうちには、消耗してゆく舊資産ネット・リターンの純収益と價値において等しい所得を將來産むべき新資本財を以て舊資産を最後に取換えるに於ける減價償却部分をふくむものであるということであり、したがつて、陳腐化性資本財への投資はこのような條件による制限をうけるといふことである。……肝要な點は、いうまでもなく、新資本財(陳腐化してしまつたものが取

換えられる資産)は前と同一量のものでなければならぬということではなくて、同じ所得を産む見込あるものでなければならぬということである。」(F. A. von Hayek: *The Pure Theory of Capital*, 1941. p. 301~303)

右のハイエクの資本と所得の本質に関する考え方では、企業の資本維持の基準となるものは資本を物理的にそのままに維持することではなく、將來の實質的所得を維持する見込であり、いわば、將來的購買力である。したがつて、これから出てくる維持すべき資本の測定基準は豫想原價 (Anticipated Cost) であるということになる。

このような豫想原價はまつたく主觀的なものであり、後にヒックスがいつたように、(J. R. Hicks: *Maintaining Capital Intact: a Further Suggestion*, *Economica*, 1942 May)それは「經濟理論家が好む單純なモデル」であるにすぎない。実際には使用できぬものである。歴史的原價基準をつよく主張するアカウンタントが、會計における客觀性の要求という立場からつよい非難を浴びせる對象にしたことは、後の項に記す通りである。(第2項Ⅲおよび第4項)

II 經濟學者ビグーの資本維持觀

ハイエクの著者「資本の純粹理論」が現われてからいくばくもなく、一九四一年八月ビグーは「資本の完全維持」(*Maintaining Capital Intact*, *Economica*, 1941 Aug)と題する小論文で、ハイエクの著書「資本の純粹理論」のうちを示された資本と所得の本質觀は、資本維持の概念、したがつて、純實質所得の概念を不必要なりとして放棄するものであるとする自己の批判的立場から、自己の主張する實質資本維持(物財資本維持)の考え方を次のようにのべている。

「資本は或る時點において物財の一定の有高より成るものである。資本を構成するこれらの物財がどういふ内容をもつかは或る程度過去における需要供給の一般的な相互作用の動き方によつてきまる。しかし、特定の時點においては、それは紛れのない有形物の集りによつて構成されている。資本を完全に維持するためには、この集合物を形成している或る物體が損耗したり、ないし、廢棄される場合には、それと同等の物體を以て取換えなければならぬ。この考え方をとるときは、われわれはこれと相關的に純實質所得^{ネットリターンズ}という考え方を發展させることができる。生産諸要素の全體の結合作用から(年々の)生産物の流れがでてくる。これは總實質所得^{グロスリターンズ}である。資本を安全に維持するに必要なものをそれから控除すると純實質所得が残る。」(Económica, 1941 Aug. p. 271)

ビグーの見解によると、所得は本質的^{インカム}には或る期間の期首と期末の資本有高の差であり、この資本が實質資本として、すなわち、物財資本として測定されるときに所得が決定するということになる。その場合測定を實質的^{リアル}な意味でおこなうということは、右の論文におけるビグーの論述にしたがえば、期末における有形財の相對價值を共通尺度として遂行することになる。(同論文二七三頁)

前記の資本維持と所得決定の定義を個々の企業の場合にあてはめれば、その年度の營業上の收入から營業支出を控除し、さらに、そこから固定資産および棚卸資産を期首におけるものと同じ質量で維持するための費用を期末の取換原價で控除することによつて年度所得が決まることになる。

ビグーの 'Maintaining Capital Intact' 論におけるハイエク批判に答えて、ハイエクはただちに 'Maintaining Capital Intact: Reply' (Económica, 1941, Aug.) なる論文を發表し、ビグーの「資本の完全維持」論においては、

固定資産の維持に關して陳腐化を要因とする減價要素が、減價償却から抜けている點を指摘した。しかし、ハイエクのこの主張から十數年をすぎた現在、(一九五七年秋)ソヴェト社會主義社會において、國民經濟の新投資の源泉という角度から企業の減價償却が再検討されるに及んで、從來減價償却實踐の外におかれていた減價要因としての「陳腐化」の問題が大きくクローズ・アップしてきているのは、興味ある點である。

しかし、ハイエクの資本要素としての「陳腐化」に關する主張はインフレーションを原因とする資本維持問題とは區別すべきものであると私考するから、ここではとりあげない。この點に關して、第二次大戰後の日本におけるインフレーションの終焉期に實施された資産再評價のあり方に關して展開された一部有力な見解にはさうとう問題があると考ええる。これについては別の機會に論ずる。

III 會計士ノリスの資本維持觀

イギリス・インフレーション初期における經濟學者の資本と所得に關する諸見解に對應して、正統派アカウンタンの側から提出された企業所得の本質とその測定に關する代表的主張としては Harry Norris: 'Profit: Accounting Theory and Economics,' *Economica*, 1945. (Reprinted in W. T. Baxter: *Studies in Accounting*, London 1950.) があげられる。ノリスはこの論文の冒頭において「企業會計の基礎となる若干の原則について述べるこの小論文は、經濟學者にこれらの原則について判斷を下すことを得させ、また、おそらく利益および所得という概念の本質に關する彼ら自身の考え方を修正するのに役立つであろう。」(Baxter: 註釋 p. 321)と書きおこし、次いで、資本維持に關す

る經濟學者の一般的考え方につよく反對の意を表して次のように述べている。

「經濟學者の間には利益に關する會計士の考え方——特に資本維持の考え方に關して——を批判する傾向があることは疑ない。しかし、私は經濟學者の間に一般に認められている利益概念はどれも感心しがたい。現在出ているような輿論は批判の餘地があるように思う。現在の會計理論と實務については、私は全面的にこれに賛成するわけではないが（會社成績を不當に表示することは、これを冷靜に批判する會計士がほとんどいない、まことに遺憾な點であるが、この點を別として）全般としてはこれを支持し、經濟學者の主張する見解に反對するものである。」
 (Baxter: 前掲書 p. 322)

ノリスはこうした見地から、企業の資本維持問題を物價水準の變動にもとづく諸要素をもふくめたひろい範圍にわたり、經濟學者たちの所見を批判しつつ、その意見を展開している。

これらの點に關するノリスの論述のうち、當面の研究課題からみて、なかんづく重要なのは物價水準の上昇に起因する資本維持問題についての彼の見解である。この點について、彼は最も徹底した歴史的原價による名目資本維持の立場を強調して、次のように述べている。

「大部分の會計士にとつては、利益の測定上棚卸資産の恒常高の維持を考へることが重要なりとは思われぬのである。或る事業が原價一〇〇ポンドの商品一〇トンをも所有し、これを一二〇ポンドで賣却し、その後さらに一〇トンを一〇ポンドで買入れた場合には、利益二〇ポンドが出たとするのが會計士の見方である。事業主がこの二〇ポンドを引出してしまい、九トン二ハンドレッドウェイトの商品だけを買うことにきめたとしたら、事業活動の

規模は縮少し、彼は減少した「實質」所得^{リアル・インカム}を享受することになる。しかし、たとえ、二〇ポンドの購買力は減少したとしても、それは眞實の賣上利益であるし、事業家はこれによつて物價上昇期中利益の増大を享受するが、それは純粹の利益である。おそらく、事業家は物價上昇期中はそのストックを増やすことに氣をつけるであろう。下降期にはやむを得ず減らすであろう。もし、「ノーマル・ストック」とか「ベース・ストック」とかいうような考え方がいやしくも主張されるとしたら、それは會計士の認識とは縁遠い不明確な要素であるように思える。それは、いつてみれば價格水準の動きを物量で表示しようと企てることが總國民收支の測定から遠く離れているのと同じく、材料原價を明らかにする通常的手段から遠く離れることにならう。生産高の物的規模の維持を考慮することに關しては（即ち使用した設備や賣却した材料の取換のための引當金を設ける方法で）、單なるもつともらしい議論——即ち事業主の「實質」所得水準の維持をはかる引當を行うべし、という——が次のような困難な事態をひきおこす。

- (a) 第一に、生計費の上昇はおそらく特定の商社が取りあつかう品物の價格の上昇と同じではなからうから、修正をおこなうには、實際にあつかう品物の價格の變動を基準にするよりも生計費指數を基準にする方が論理的なようであるということ。
- (b) 第二に、これを徹底的に適用することはヒックス教授の第三所得論における現在の「實質」所得と將來の實質所得の均衡を達成するという問題に入りこむこと。

こういう考えを實踐の面に譯出するという仕事は、面白くない仕事のように思う。しかし、會計士はこの問題について考えるべきだという提案には賛成である。經營者は物價上昇期には事業活動の一定の物的規模を維持するに

たるだけ、財務的意味での擴張をはかるために利益のうちから蓄積することを意圖するかも知れぬ。そして、かかる上昇をまかなうための準備金が設けられる場合がでてくる。これについての私自身の判断をいえば、このような計算は通常の利益測定領域の外にあるものであるということであり、それは正確を缺くばかりでなく、別次元の計算に屬するものと思う。」(Baxter: 註釋書 p. 332~333)

さらに彼は例を以ていう。

「同種類の事業を営むA會社とB會社が各々一月一日に資金一〇、〇〇〇ポンドを有していた。Aはこの資金で商品一、〇〇〇トンを一トンあたり一〇ポンドで買入れ、Bはこの資金を銀行に預金した。Aはその年度中に右の商品一、〇〇〇トンをつん當り一五ポンドで賣却し、さらに一、〇〇〇トンを買入れ、一四ポンドで買入れた。その結果、Aは銀行預金一〇、〇〇〇ポンドと商品一、〇〇〇トンをもつた。Bは依然銀行に一〇、〇〇〇ポンドの預金をもつていた。もし、在庫商品の正しい價格がトン當り原初價格の一〇ポンドになつていたらAの利益は一、〇〇〇ポンドだけである。かりに、Bがその預金一〇、〇〇〇ポンドを以て、單價一四ポンドで商品を買つたとしたら(十二月三十一日の價格はこれよりもつと騰つていられるかも知れぬ)、七一四トンしか買えない。Bがこの買入れをした場合、Aは商品二八六トンのほか現金一、〇〇〇ポンドをBより多くもつことになる。Aの貸借對照表には、商品有高分四、〇〇〇ポンドと現金分一、〇〇〇ポンドと合せて五、〇〇〇ポンドが利益として示されることになる。これは、取引にもとづいて生じた正しい利益の數字である。一方、Bは物價上昇期中手持した現金が期末には期首當時だけの購買力がないというだけの理由のために、この現金について損失を蒙つたと考えることは、完全に有效な

センスである。しかし、手持現金について、損失を考慮するということは、貨幣の價值を考慮することには關りなしに貨幣餘剰を測定するという利益計算の基本概念から離れることである。」(Baxter: 貨幣論 p. 333~334)

右のノリスの述べていることは、歴史的原價による會計の形式論理を徹底的に押しつらぬいているだけである。事業の生産規模を維持する棚卸資産の恒常在高の考え方は利益計算外の財務政策の問題だとするのであり、出資者の所得の購買力を維持することは、會計の領域外の別次元の計算であるとする。さらに、物價上昇のために手持貨幣に生じた損失を計上することは、貨幣の値打ちを考慮外におくところの貨幣會計の基本概念から離れることになるという。彼の考え方をつきつめてゆくと、(1)會計上計算單位としての貨幣の價値尺度の變動ということはこれを考えないこと、(2)過去の取引事實を客觀的に記録し計算し報告すること、(3)利益測定領域に財務政策が介入することを排除すること、これである。これは貨幣會計の構造として最も純粹な姿であろう。いいかえれば、ノリスは會計における明瞭性の要請をつらぬくために徹底した歴史的原價基準を主張しているのである。

私見によれば、インフレーション會計の合理化を考えるには、貨幣會計をいちどその裸かの姿に歸して見なおすことが必要である。ノリスの論述はその好資料を提供している。

IV イングランド・ウェールズ勅許會計士協會「會計原則に關する勸告書」第九號・第十號の資産評價基準

右のようなイギリス・インフレーション擡頭期における一部經濟學者および會計士たちの資本維持に關する個人的見解が世の關心をひき始めた時にあつて、企業會計の實踐面にじかにふれているイギリスの職業會計士團體のこの問

題に關する動向はどうであつたのか。

イギリスの職業會計士團體のうちでも中心的勢力を占めていたイングランド・ウェールズ勅許會計士協會は、一九四五年、その會員に對する聲明において、企業會計實務における資産の決算評價基準として、固定資産については歴史的原價基準を、棚卸資産については原價時價低價基準を以てする傳統的立場をとるべきことを勧告した。

すなわち、固定資産については一九四五年一月十二日に發表した「會計原則に關する報告書第九號 固定資産の減價却。」(Recommendation on Accounting Principles, IX, Depreciation of Fixed Assets, Jan. 12, 1945) において次のように述べた。

「……固定資産の貸借對照表上の價額は、その換金價値たるべきものでもなければ、その取換價値たるべきものでもなく、通常、その原價より減價却・無形資産價却・減耗價却に關する引當額を控除した歴史的記録である。」(八九項)

「豫見し得ざる陳腐化ないしは取換原價の見込増加に對し、利益のうちから留保する金額は財務上の慎重の問題である。この金額は正確に見積ることはできない。これは準備金の性質を有し、報告書には準備金としてこれを取扱うべきである。」(一〇六項)

また、棚卸資産の評價基準に關しては、同じく一九四五年六月十五日に發表した「會計原則に關する報告書第十號 棚卸資産の評價。」(Recommendation on Accounting Principles, X, The Valuation of Stock-in-Trade, 15 June, 1945) において次のように述べている。

「棚卸資産の評価の基準は、通常、原價または時價のいずれか低い價格たるべきである。」(一二四項)

右の勧告書第九號において、固定資産に關して、取換原價の見込増加額に對する引當および豫見し得ない陳腐化に對する引當は利益測定上の費用に賦課すべきものでなく利益の處分を通して行うべき財務政策上の課題であることを強調したのは、經濟學者たちの資本維持に關する見解に關聯して、企業會計の現實と法律規定にじかにふれている職業會計士團體の立場としての見解を表明したものであることは明らかであろう。

第3項 イニシアル・アロウアンス制の實施による徵稅緩和政策の登場(一九四五年)

第一次世界大戰當時のインフレーションを通じて、各國の産業指導者・經濟専門家・會計専門家は、インフレーション下の企業に對する國家の課稅政策と企業の側における自立的生存維持への要請との間に生じた矛盾について深刻な經驗をした。すなわち、歴史的原價による損益計算上現われる名目利益に對して課せられる税金が企業の資本維持をおびやかす最大の要素となるにいたり、これを動機としてインフレーション下の企業の損益計算方法合理化に對するつよい要請をひろくよびおこすにいたつた。

第二次大戰時のイギリス・インフレーションに際してもまた、インフレーション會計合理化に關する議論をひきおこす直接の導火線となつたのは、企業の名目利益に對する課稅の重壓であつたのである。

(1) イニシアル・アロウアンスの實施

イギリスの課稅制度において課稅所得の計算上認める固定資産の減價償却は歴史的原價にもとづいて計算される。

同國税法上にいうイニシアル・アロウアンスとは、當該資産設定の當初において課税所得の算定上大幅償却を損金に計上することを許す特別課税措置である。第二次大戦終了の年一九四五年にはじめてこの制度が設定されたその當初の趣旨は、戦時中荒れたままに見送られていた産業の機械・設備の改修ならびに近代化をすすめるに要する資金の調達を課税の一時繰延べの方法によつて助成しようとするところにあつた。ところが、いくばくもなくインフレーションの昂進が顯著となるにおよんで、この特別課税措置は企業の資本維持の要請に應える課税政策という視點から見なおされるにいたり、その當否に關してひろく論議をよび起すようになった。

イニシアル・アロウアンスが實施されるにいたつた経緯は次の通りである。(Wiles, Peter: Depreciation Allowance Reconsidered: Paris I and II, *The Economist*, June 25 and July 2, 1949. p. 490.)

イギリス内國税法では、課税所得の算定上の損金項目として認めている減價償却控除は以前は損耗控除 wear and tear allowance とよんでゐた。この用語は、現在では一般に用いられず annual allowance とこの用語をこれにかえて用いてゐるようである。この控除は「事業の目的のために用いられた機械設備の當年度間の損耗 wear and tear のために減少した價値を表わすものとして收税當局が正しく且つ合理的である (just and reasonable) と認めた」控除項目として意義づけられ、その計算は資産の原初原價を基礎としておこなわれた。當初はこの計算の具體的方法については規定がなく、just and reasonable とは、資産の有効年數のつきるときまでに取得原價の價額を殘存價値まで引下げるように控除をおこなうことを意味してゐた。その後主要資産の各種別に一連の百分率による控除率が定められた。

ところが、一九三二年にいたり、この基本控除率に附け加えてその十分の一の追加率が定められた。次いで一九三八年にいたり、この追加率を五分一にあらためた。

さらに、一九四五年「Income tax Act」によりこの追加控除率を四分の一に引上げるとともに、イニシアル・アロウアンスとして資産償却の最初の年度にその取得原價につき二〇パーセントを控除することを認めた。一九四九年にはイニシアル・アロウアンスを四〇パーセントまで引上げるにいたつたものである。

(2) イニシアル・アロウアンスの財務的效果

イニシアル・アロウアンスは課税所得算定上の損金として歴史的原價に基礎づけられた減價償却費を資産の新設當初に大幅に計上することを認める税務措置であつた。したがつて、これによつて企業財務上に生ずる効果は、資産の一生涯にわたる減價償却費全體のうち的大幅部分を特に初年度に損金に計上することによつて、初年度の税金支拂額がそれだけ少なくてすむというだけのことであつて、この初年度軽減額は爾後資産の除却される時までの各年度に割りあてられて納入してゆくわけである。したがつて、企業にとつてはイニシアル・アロウアンスによつて支拂の延期された税金額だけ、資産設置年度にかぎりその資金繰りが楽になるわけである。だから、イニシアル・アロウアンスは所得税の實質的軽減措置ではなく、税の支拂を繰延べることによつて、設備更新を助成する措置としてその意義を認められるものであつた。

一九四五年度のイニシアル・アロウアンスの實施は、その後數年にわたりイギリスの物價が年を追つて上昇の速度を増した經驗をへるに及んで、人々はこの課税措置が物價の昂進のいちじるしい時代においては企業の資本實體の維持

におよぼす課税上の障壁を解決する上に實質的效果をもたないことをはつきり意識するにいたつた。

その後この制度に關しては、一九五一年のタッカー報告はつよくこれを支持する立場をとつたが、(本論文第6項に詳述)一九五二年に出版された「Accounting for Inflation」の著者たちは、イギリス物價の非回歸的上昇傾向に即して、この制度の效果につき否定的態度を示して次のように述べている。

「現在ひろく認められている通り一九四五年のイニシアル・アロウアンスの導入はなんら實質的解決をもたらすものではなかつた。イニシアル・アロウアンスは産業に對する無税の貸金以上のものではない。その主な效果は新しい工場設備の取得を奨励することにある。結果として設備購入のその年度の税負擔は輕くなるが、それだけ爾後の年度の税負擔が増して埋め合される。資産の全生涯の控除總額は變らない。減價償却控除は依然として歴史的原價にもとづいて行われ、根本的難問題は未解決のまま残されている。」(Accounting for Inflation, 1952, p. 30)

第4項 インフレーション昂進期に改制された會社法上の true and fair view

の要求と著名長老會計士のインフレーション會計觀(一九四八年)

I 一九四八年會社法の計算規定における「true and fair view」の要求

イギリスの物價水準は、第1項にみたように、第二次世界大戰の終了した一九四五年ごろからその昂進度を急速に高め、四七〜四八年頃には、それが非回歸性物價の性格をおびて將來永續する危險をもつものであることが經濟學者

の一部から指摘され、會計専門家の間にも、經濟専門家と協力して、企業の資本實體の維持に關しいわゆるリブレメント・パリュウ・ベーンズの考え方を眞剣に進める向が次第に現われてきていた。また、産業界からは、課税上ウイ・アンド・チャイ・アロウ・ズ減耗控除は取換原價にもとづいて計上することを認めてもらいたいという要望が相當つよく出ていた。

このようなインフレーション昂進環境のもとに、一九四八年、多年懸案であつた會社法の改正制定が行われた。

一九四八年會社法における改正計算規定の根本的特色を一口にいえば、それは會社會計の公示性 (publicity) を従来よりもいちぢるしく強化したということである。(會社法制定委員會たる Chohen Committee の報告書 'Report of the Committee on Company Law Amendment, June 1945, Her Majesty's Stationary Office, Cmd. 6659, Para. 96. 參照) 此れは英國の會計制度の發展史上注目すべき意義をもつていると考へるのであるが、ここでは當面のインフレーション會計の研究上必要な最小限度において新計算規定のこの特色を明らかにしておく。

新會社法の計算規定には、眞實且つ公正なる表示 (true and fair view) という言葉を反覆して記載している。

本會社法においてこの言葉が意味する最も根本の趣旨は、イギリス法上會社の代理人であるところの取締役 (Palmer によると、英國の判例では取締役は法人の機關ではなく、會社の代理人であると解されている。|| 小町谷操三、英國會社法概説、雜誌企業會計、一九五四年六月號六二頁) が、會社財産の保管と會社の業務執行に關し從來會社の經理上秘密積立金 (Secret or inner reserves) を過大に設定する慣行がひろくみられるその缺陷を匡正することにあるとされている (小町谷操三、英國會社法概説、雜誌企業會計、一九五四年八月號四八頁)。この問題は、從來のイギリス企業會計實務における盲點として心ある會計士によりつとに指摘されていたところであり、本稿の第2項のⅢに引いた會計士 H. Norris の

一九四五年の論文の一節にもそれが指摘されている(本稿五二頁参照)。一九四八年會社法の制定委員會であつた Cohen 委員會の報告書は、この點について次のように報告している。「委員會の意見によれば、事業會社が事業の財務操作について信用を得るために、かつ、消費者および従業員の不利益において、秘密利益が貯えられているのだという一さいの示唆を拂拭するために、會社の成績を適正に公示すべき保障を設けることが大切である。」(Cohen Committee's Report, para. 101.)

かくして、一九四八年の會社法は、會社の取締役が年次株主總會に提出する計算書として會社の當該營業年度末の財政状態の「眞實且つ公正な表示」をなした貸借對照表および當該年度における會社の損益の「眞實且つ公正な表示」をなした損益計算書を作成することを要求するとともに、これらの貸借對照表および損益計算書の記載事項は會社法第 8 スケジュールの定めるところに一致してすべきこと、および、これらの計算書が「正規の會計帳簿」にもとづいて作成されるべきことを次のように規定した。

一四九條

一、會社の各財務年度末の貸借對照表はその年度における會社の財政状態に關する眞實にして且つ公正なる表示をなすべし。また、會社の各財務年度の損益計算書はその年度の會社の利益または損失に關して、眞實にして且つ公正なる表示をなすべし。

二、會社の貸借對照表及び損益計算書は本法第 8 スケジュールの要求するところに行き得るだけ一致せしむることを要す。

一四七條

一、各會社は、次の事項につき、正規の會計帳簿 (proper books of account) を備付くべし。

- (a) 會社が収入および支出した貨幣の總額並びに収入および支出の原因となつた事實。
- (b) 會社がなした一さいの物品の賣却および買入
- (c) 會社の資産および負債。

二、前項の適用については、會社の財政状態に關し眞實且つ公正なる表示をなし、且つ會社の取引を説明するに必要なる帳簿の備付なき場合は、前項に掲げる事項に關し正規の會計帳簿の備付あるものと看做さず。」

右の第一四九條第二項にのべている同法第8スケジュールには、貸借對照表および損益計算書作成に關してきわめて詳細な規定が設けられたが、これは新會社法の計算規定が従來のものとは異なる大きな點である。これが設けられるにいたつた趣旨は、「眞實且つ公正なる表示」の要求にもとづき會社經理の正確と明瞭を充實するために監査役の地位を強化するところにあつた。一九四八年會社法に右のような趣旨の新規定が設けられるにいたつた経緯については、Cohen 委員會において、「職業會計士諸團體から、會社の一さいの貸借對照表および損益計算書に記載すべき事項の最小限度を法律を以て定めれば監査人の地位が強化される。」という證言がおこなわれ、委員會がこの意見を採擇したことが最も有力に作用したものであつた (Cohen Committee's Report on Company Law Amendment, June 1945, Her Majesty's Stationary Office, Cmd. 6659, p. 54. せよび小町谷操三、英國會社法概論、企業會計六の9、四七頁)。一九四八年會社法上貸借對照表および損益計算書に關する規定はこういう背景をもつて規定されており、従つて、その目的

は會社財産の受託責任者たる取締役の株主に對する受託責任の遂行の結果を報告する義務を一そう強化することであつた。それ故に、Cohen 委員會の報告書は「Institute of Chartered Accountants が證言してゐるやうに、貸借對照表の職能を簡單にいうと、それは株式資本金・準備金（配當可能準備金とその他の準備金とをわけける）、貸借對照表作成の日における會社の負債、及びこれらの株式資本金・準備金及び負債の總額が會社の各種資産に分散してゐる状態を示そうと努力することにある。故に貸借對照表は歴史的記錄である。」(Cohen Committee's Report, p. 54) と報告したのである。

かかる見地からすれば會社の年次貸借對照表に記載する資産價額は當然歴史的原價たるべきことが要請される。この點に關し、イギリスの判決法上貸借對照表記載價額についての解釋は、Palmer によると、次のように歸結される。(小町谷操三譯による) 同氏英國會社法概論、企業會計、一九五四年十二月號、九五頁)

「貸借對照表には、その作成の時における會社の一切の財産の現實の價額 (actual value) を記載することを要しない。貸借對照表には特定の財産の代金 (代金の原語は cost か? 片野) がいくらであるか、及び減價をいくら控除したかを記載すればよいのであつて、その財産がどれだけの價値を有するかを記載することを要しない。例えば、會社が一〇、〇〇〇ポンドで或財産を買入れたところ、それが一、〇〇〇ポンドに下落したとすると、會社はそれでも貸借對照表に財産としてその買入價額の一〇、〇〇〇ポンドを記載することができる。しかし、その貸借對照表にはその一〇、〇〇〇ポンドが買入價額であることを明らかに記載しなければならぬ。」

かくして、會社法の規定によれば會社の計算と會計報告は何よりも歴史的原價による記録された事實、^{レジャーディット・リアクト} に基づい

て行われなければならないことになるのである。

私見によれば、第二次大戦後のイギリスにおいて會計専門家・經濟専門家・産業人・政府當局者の間に未曾有の重要關心と意見の對立をよびおこした、インフレーション會計、問題のよつて來たつた最も重要な根源の一つはここにある。もつと適確にいえば、會社法の規定によつて表示されている株主の立場 (Proprietorship) より要求する取締役の受託財産の管理責任の遂行に關する報告をおこなうという會計職能と、會社が法の規定とは別に企業體としての立場 (Business Entity) より要求する資本維持を保障する測定をおこなうという會計職能とが、インフレーションのために従來の企業會計の體系の中で調整され得なくなつたところに、その根源があるのである。

II 長老會計士 de Paula のインフレーション會計觀

イギリスの職業會計士界の長老 F. R. M. de Paula は、一九四八年五月十八日 Brighton で催された會計職業團體聯合會議の席上、「企業の資本要請におよぼす物價水準變動の影響」という題目で演説をおこなつた。

この演説は、英國會社法上の「眞實且つ公正なる表示」の要求を基盤として、當時のインフレーション下の企業會計をどうみるかという點に關して、正統派會計士の代表的見解を披瀝したものととして注目すべきものであると考える。イギリスにおける多くの職業會計士團體中最も有力な存在である「The Institute of Chartered Accountants in England and Wales」が、翌年一九四九年一月、會員にあてて聲明した「會計原則に關する勸告書第十二號」物價水準の上昇と會計」において歴史的^{ヒストリカル・コスト・ベース}原價基準による傳統的な利益計算のやり方を強力に主張したその支柱をなしたのは、

おそらくこの de Paula の演説であつたとみてます間違なからうと私は見ている。以下、この演説の概要を、その要所を取り落すことのないように氣をつけて、述べて置く。(F. R. M. de Paula, O. B. E., F. C. A.: The Effect of Rising Price Levels upon the Capital Requirements of a Business. The Accountant, 5 June 1948.)

de Paula は開口一番「ここ數年來騰りつづけてきている物價は最近とみにその勢力を増し、しかも、それは一時的現象と認むべき傾向はほとんどない。」とのべている。これはインフレーション會計の合理化の要請をうみ出すべき經濟地盤への正しい認識を示したものといえる。次いで、單刀直入、經濟専門家が會計士の注意を促した重要問題として、「物價水準の上昇は企業の建物・工場・機械等の固定資産を取換えるに必要な資本の額を増大し、かつ、一定量の販賣を在庫品・帳簿上の債權および銀行預金殘によつて賄うに要する資本を増大する」ことを指摘し、それに對する自己の根本的見解を披瀝して「この問題は變化した經濟條件にもとづく經濟上の再金融融リ・ファイナンスングの問題であるから、このひろい基盤に立脚して問題を考察する。」という前置きのもとに、まず經濟専門家の見解を批判する。

de Paula の理解するところによれば、「經濟専門家の見解では、企業經營の目的は原初生産能力オリジナル・プロダクション・キャパシテイをつねに無疵インタクトに保持することではなければならぬとしている。だから、彼らの主張では、物價水準の上昇にもとづき固定資産ならびにそれに見合う運轉資本を再調達するのに前より多くの貨幣資本が必要となる場合には、この資本の増大部分は前以て收益のうちから準備すべきものである。けだし、この増加資本のコストは、企業の利得に對する眞實の費用チャージである。賣上が現在價値の貨幣單位に基礎をおくものであるかぎり、賣上に對するすべての費用は同じ價値水準の貨幣單位で示すべきである。經濟専門家の主張するところによると、物價水準上昇期に減價償却引當金を原始原價オリジナル・コストにもと

づいて計上する場合には、利益の分配をたつぷり行うとかならず實質資本を蠶食する結果となるから、物價上昇期には當該資産の取換原價の見越増大分に對する年度引當金を收益のうちから設けなければならぬ。」と。

經濟專門家が力を入れてこのような主張をする理由が何處にあるかについて、de Paula のいうところによれば、「彼らが國民所得と國民投資を耐久財を以て正確に測定しようとする立場から、もし、會計報告が彼らの主張するよ
うな基礎に立つて作られれば、それによつてこれらの重要な國民經濟的統計を作ることができるといふ考え方によるものである。」としてゐる。

de Paula は取換原價基準による利益計算を要請する經濟專門家の立場を右のように解説したのち、この新しい考え方に對し會計士としての自己の解釋論を次のように述べてゐる。

「イギリス會社法の下では、會社の年度會計報告書は純粹に自家的な書類であり、それは會社の取締役が自己の代理責任履行の計算を示すものである。そこには二つの主要目的がある。第一は、會社の損益取引の結果につき眞實かつ公正な表示を出資者に提供して配當可能利益が幾何あるかを示すことであり、第二は、會社の會計年度末におけるその財務状態の眞實且つ公正な表示をなすことである。

種々の異なる目的を以て會計を遂行するということはできることではない。目的が異れば、それに應じて適用するコンヴェンションも異なる。利益計算が次のどれであるかによつて、基本的コンヴェンションがそれぞれがつてくる。

- A 配當可能利益を算定する目的で利益計算をおこなう場合
- B 賣價の有利かどうかを検べるためのコストを出す目的で利益計算をおこなう場合

C 課税目的で利益計算をおこなう場合

D 將來の目的に役立てるために利益計算をおこなう場合

投資者のために作成する年度會計報告書にあてはまるコンヴェンションは、經濟専門家が國民經濟統計を作るといふ目的には適さないし、また、適するはずのものではないといえるのではなからうか。本問題に關して現在異なる意見が存する所以は、經濟専門家ならびにこれに同調する人々が會社の公表する會計報告書につき、これまで課されていなかつた目的をはたさしめようと意圖していることにもとづくことがやがて明らかになるかもしれない。」

de Paula は右のような見解のもとに、資産の取換リプレースメントに要する資本の増大部分に對して引當金を設定するという問題は、現在のイギリスの會社法のもとでは、收益に對する費用コストとしておこなう餘地のないものであることを述べていわく、「現在の判例法のもとでは、會社の定款の規定するところに從つて、過年度における資本の缺損をうめることなしに年度利益を配當として分配することが會社にとつて可能なのである。だから、法律が會社の將來における資本の増大の要請にそなえる引當金を配當支拂前に現在の收益のうちから設けなければならぬという規定を設けることは、それこそ完全な革命である。」

かくて、de Paula は、固定資産の取換に必要な資金ならびに運轉資金が物價の昂騰のために増大する場合この増大部分を賄うという問題は、「一般的經濟條件に根本的變化から起つたために産業體へ附加資本をそそぎこむ必要を生じた」ことから必然的にできた企業のリ・ファイナンス問題であるとしている。したがつて、それは「會社の取締役にとり、この特別資本を利益の留保によつて調達するか、一時的借金によつて調達するか、または追加貨幣資本

によつて調達するかを決定することである。」とのべ、さらにこの問題に對して、職業會計士のとるべき立場を明瞭にして、「それは財務政策の問題であるから、監査人の關係せざる問題である。」というきわめて重要な意見を述べ、次の言葉を以つて企業の資本實體維持問題に關する會計と財務との境界についての彼の見解を結論づけている。

「私の見解は、要するに、公表財務表にはありのままの事實をすべて明らかにしなければならぬということである。それゆえに、減價償却をコスト・ベシスで計算したのであれば、その事實どりに記載しなければならぬ。固定資産の取換と運轉資本の追加のために必要と見積られる資本増加部分に關しては、これに對して設けられた準備金があれば、それも記載しておかなければならぬことを提言する。理想としては、取締役會をして見積をさせること、必要とされた特別資本の總額を表示すること、かつ、この偶發的なものに對して勘定に設定された總金額を記載することであろう。この方法が採用されれば、經濟専門家も公表財務表から彼らの必要とするインフォメーションを得ることができようであらう。」

これを要するに、一九四八年五月の de Pante の演説は職業監査人の立場から、イギリス會社法の計算規定に足を即して、一九四五年一月のイングランド・ウェールズ勅許會計士協會の Recommendation on Accounting Principles, IX (Depreciation of Fixed Assets) のうちに示された歴史的原價を基礎とする傳統的利益計算の立場を、インフレの一そう昂進した環境にあつてもつよく堅持すべきこと、繼續事業の資本實體維持を賄うに必要な資金の引當はずべて會計外の財務政策の課題とすることを主張したものであることは、彼の演説の中の次の言葉により明らかである。

「この全體問題に對して會計士のとるべき見解がどうあるべきに關しては、一九四五年にわがインスチュートが發

表した、會計原則に關する勸告書」の中のでてある次の見解を思い出していたきたい。「固定資産の取換原價の増大する可能性に對して利益のうちから留保すべき金額は、どんなにしても正確には見積りえない。」

第5項 イングランド・ウェールズ勸許會計士協會の「會計原則に關する勸告

書第十二號「物價水準の上昇と會計」の公表（一九四九年）

イギリスのインフレーションがいちじるしく昂進し、インフレーション會計に關する論議がようやくやかましくなつてきた一九四九年一月、イングランド・ウェールズ勸許會計士協會は、その所屬會員に對する聲明として、物價水準の上昇と會計、と題する「會計原則に關する勸告書」第十二號（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales: Recommendation on Accounting Principles, XII, Rising Price Levels in Relation to Accounts）を發表した。^(註)この勸告書の前書によると、本勸告は、會社の取締役が株主に提出する會計報告書を會社法の規定にしたがつて作製するにあたり當協會に屬する職業會計士が助言を求められたときにそのとるべき指針として發表されたものである。したがつて、その見解は一九四八年の會社法の計算規定から一步も足を離さぬということが論述の根本をなしているのである。その本文の全體は次のとおりである。

(註) 本勸告書第十二號全文の拙譯日本語文を發表することを The Institute of Chartered Accountants in England and Wales より許可せられたことに對し、同 Institute にまことに謝意を表す。

物價水準の上昇と會計

175 物價水準がいちじるしく上昇している時期には企業は資本過少化（Capital Shortage）におちいる傾向がある。最近數ヶ月來、これより生ずる問題について、會社の年次報告書や、會議の座長の演説や或いは經濟雜誌などを通じて大いに論議されて來ている。原材料が製品に轉化し販賣され、或いは、固定資産が減耗しもしくは陳腐化するにしたがい、實質的にはその買入に投じた額よりも多い金額が舊資産にかわる新資産に投ぜられるはずである。流動資本の必要額も同様に増大する。

176 或る事業では物價水準上昇の直接的影響が他の事業の場合よりも一そうはつきりとしている。在庫品の廻轉がはい事業はその影響をすみやかに感ずる。工場設備をすみやかに取換える必要のあるところでは、取換が長い先の問題であるところよりも一そう急速にその影響を感ずる。しかし、物價の上昇がつづくかぎり資本過少化ということはほとんどあらゆる事業において早晩感ずるのである。

177 以前取りあつかつた商品やサービスの物的數量に匹敵するだけの事業能力を維持することは、この資本過少化を訂正するというにおおむねかかつている。これは、外部資本を吸収するか、乃至は、分配可能なる資金を事業に留保するか、或いはまた、これら兩者を併用するか、そのいずれかによつてなし遂げうる。

178 外部資本の吸収は、出資者からその持分に比例した拂込を受けるか、優先資本を導入するかの手段をかならずとることになる。この方法をとることは、今次大戦前の不況時代に一部會社において經驗したように、後にいたり資本構成の痛烈な切りつめを引おこすかもしれない。しかし、企業内部での資金留保をもつて之にかえるやり方もまた困難がある。

179 英（グレートブリテン）國における課税の基準ならびにその規模は、利益の内部留保を以つて事業の資本過少化をうめあわせることを著しく制限する程度におよんでいる。賣却した製品の原初貨幣原價と販賣によつて實現した價額との差は課税計算の範圍に入る。また、固定資産についての課税上の控除は原初貨幣コストに等しい金額をその限度としている。利益（Profits）は1ポンドにつき9シリングの割で所得税（Income-tax）を課されるだけでなく、さらに、法人の場合にあつては利益税（Profit tax）を課せら

れ、個人およびパートナーシップの場合にあつては附加税を課せられる。そうでなければ營業内にとゞまつて取換原價の増大を賄うのに利用できる金額がこのようにしてきえてゆくのである。

180 物價水準の上昇と税金の重い負擔がかさなりあう結果として、多數の事業家とその助言者たちはこれまで商工業が一般にやつてきた利益計算方法が合理的であるかどうかを問題にするようになってきた。収益に費用を對應せしむるやり方を通してその期の通常の營業において生ずる事業の資本の損耗を補填する金額を控除することによつて期間利益を確定する、というのが一般に認められた會計原則であるが、彼らはこの原則に挑戦するのではない。しかし、期間利益確定という目的からみた資本の意味が、(a)資本主の據出貨幣額ならびに内部留保利益を指すのか、(b)一定量の商品または設備を購入する力を指すのか、に關して意見が分れている。ある事業家は後者の考え方をとり、したがつて、利益は、第一に、消費もしくは販賣した手持品につきその取換に必要な資金の増大部分を賄い、第二に、事業繼續上使用した固定資産につきその取換費用の見込上昇額に對する適當な引當を設けるのに必要な資金の増大部分を賄うべき金額を収益に對應する費用として計上することにより初めてこれを正しく表示し得る、という主張をもつのである。

181 今日までの一般の會計實務では、消費または販賣した手持品の實際貨幣コストと固定資産の帳簿價額（通常固定資産の歴史的原價）の一定割合をあらわす減價却引當金とを収益に對する費用として取扱うのであるが、右の主張はかかる一般の會計實務と矛盾している。從來の見解を支持する人々は指摘している。變更贊成論者の方法を論理的に取あげるとすれば、利益算定上手持品および固定資産に關して新しい基礎の上に収益・費用の對應をおこなう必要があるだけでなく、事業に使用する現金その他の流動資産の貨幣購買力の減少に備える引當をしなければならぬであろう。しかるに、固定優先資本ないし借入資本の發行によつて得た貨幣の購買力を維持するコストを必要なチャージとして取扱うことは、この資本の保持者に對する債務が貨幣購買力の點でそれだけ減少しているのを無視しているかぎり、それは不合理であるといわねばならない、と。またいわく、新しい

考え方を採用すると、優先株主は資本としての便益をすこしも獲得することなしに配當を剝奪されてしまうかもしれない、と。傳統論者はさらに指摘していわく、變更論者は消費もしくは販賣した製品に關してその理論を一般に應用し得る満足な方法をまだ考案していない、と。またいわく、固定資産に關しては製造方法の進歩というものがあるから、損耗もしくは陳腐化する工場はつねに舊態のものと取換られるものではない、と。さらに、彼らはこの變更の提案には理論上誤りがあるだけでなく、新しい考えを採る場合には、收益に對應する費用の金額を實際に算定する上に困難があるために堅實にして客觀的なる會計の基礎を破壊するものだ、と強調する。

182 ある者は提案している。課税は現在の法律の下で避け得られないものであるから、これからくる影響を別として、固定資産については、その帳簿價額（一般にその償却後の歴史的原價）を現在の見積取換價額（同程度の償却をおこなつた同種の資産をもつて現在取換える場合に支拂うべき價額）まで引きあげ、爾後の減價償却はこの引あげ價額にもつて計算することにすればよいと。その場合將來の年度償却費の計算については、(a)各資産の總取換原價（すなわち新しい同種資産を現在取得する場合に支拂うべき金額）からすでに計上した償却引當金を控除したものを殘餘有效命數にわたつて割當るか、(b)過年度の準備金の計算がより小額の投資金額にもつて行われたという事實はこれを無視し、資産の全命數を基礎とする總取換原價のうちの一ヶ年分を年々設定するだけにとどめるか、どうかに關しては意見の一致がない。物價が思いきり下るといふことがない場合には、後者の方法をとると、結局の取換日までに必要とする資金の引當を確保し得ないであろう。だが、他方ではこの方法をとることは、新しい基礎の上に各年の收益に公正な費用を對應せしめるものとみなし得るかもしれない。必要な基金を引當るためには利益もしくはその他のもので補充するといふことが必要となるであろう。

183 減價償却問題を別としても、固定資産の價額引上げそれ自體に實際的な困難がある。なかんづく、物價が新しい水準に未だ安定するまでに至らないことからおこる困難や、過年度の數字との比較ができないこと、および、多くの場合において満足な

再評價を遂行するのに要する資料が脱落しがちである等の問題がある。

184 ヨーロッパの一部の國では、物價指數を用いて再評價をおこない追加的に課税控除をおこなうというやり方を通して政府がこれを奨励したところがある。英國^{グレート・ブリテン}ではこういう便宜はなく、減價償却に引當てた臨時特別の金額は、取換原價の増大を賄うために引當てた他の金額の場合と同様に、課税上非控除性費目として取扱われるであろう。

185 以上にのべた問題は、英國^{グレート・ブリテン}およびアメリカで事業家およびその助言者の間に多くの議論をよんだ題目になつてきている。問題を解決すべき方向に關しては、兩國のいずれにも一般に認められた結論は出ていない。しかしながら、英國では、物價上昇の影響が課税の基準および規模の影響とからみあつたときは、利潤が充分であればいざ知らず、そうでないかぎり、會計實務のやり方を變更するというだけでは解決し得ないことは明らかである。議會のみが税法の變更という手段を用いることによつてこれらの影響を緩和する力をもつていたのである。

186 大多數の事業は、今まで通りの利益計算のやり方を維持しており、そうした利益の中から取換原價の増大に應じうるような追加金額を設けている。この目的で利益を留保することは配當可能金額を慎重にきめる場合の重要な要請であると重役たちは見ているのである。或る會社の重役會は、この問題の重要であることを株主たちに強調することが大切だといふ考え方のもとに、資産の取換に要すべき資金を當該資産の有效使用期間にわたつて割當で準備するという計畫をたて、この計畫にもとづき一定の額を留保しているところもある。このような計畫が財務上におよぼす影響というものは、前に述べたような、利益計算基準の思いついた變革を意圖するやり方が影響するところと等しいものがある。重要なちがいは、設置された特別金額が利益確定前に計上される費用として取扱われずに利益の處分として取扱われる點にある。

187 將來資産の取換の場合に支拂う價額をあらかじめ定めることは困難であるから、必要な追加準備金^{アドジブ・レザルヴ・フンズ}をはつきり豫見^{アンチシパトリー}することは實際にはできない。減價償却費の補充という方法によるか、或いは、減價償却にかえて見積取換原價にもとづき更新^{アンプレシチング・アップ}新引

當金^{フナミツ}を設定するか、いづれにしても、實際に取換えるのに必要な金額を一定の年度にわたつて割當で設けるといふ計畫について、もし、これを修正する必要があるとすれば、その理由はこのような追加準備金額の豫見が困難だといふ事實だけであるように思う。のみならず、歴史的原價と取換原價との隔りがあまり大きすぎると、こういう方法でその隔りをうめることができなくなることもあろう。

188 當會議は、前述の諸項でのべた問題を綿密に検討し、かつ、一九四五年に發表した當會議の勸告書第九號及び第十號にかかげた勸告を再検討した。勸告書第十號では、營業損益 (Profit or loss on trading) とは商品の賣上額と販賣費および發送費をふくむ商品の歴史的原價との差額であるとのべた。右勸告書は會計目的上商品^{マツモノ}棚卸^{トク}高の評價基準は通常歴史的原價 (または勸告書に規定したごとく時價が低いときは時價) たるべしと勸告した。勸告書第九號では、當會議は、固定資産に關して同様な見解をのべ、減價償却引當金は原價^{スル}に基礎をおくべきことを強調し、また、その第5項において「取換原價の増大の可能性に對し利益のうちからどれだけの金額を設けるかは財務上の慎重性の問題であり、正確には見積り得ない。これは準備金^{リザーブ}の性質を有するものであつて、會計報告書に準備金として計上しなければならぬ。」とのべた。取換原價に對しておこなつた當協會のかかる勸告は法律顧問より法律上の立場から實質的に裏書せられた。これら法律上の意見は、會社法の意味解釋につき、かつて當協會がとり上げた (一九四八年五月出版の當協會の小冊子第92號「一九四七年會社法について」をみよ)。

189 當會議はすでに述べた意見を現在なら修正すべき必要をみないが、以下にかかげる勸告の中でこの意見を補足する。ただし、特に注意を喚起しておきたいのは、物價水準の上昇がづく場合には、賣つた商品または消費した資産の歴史的原價を収益に賦課することによつて事業が累積することのできる資金は、むかし低い物價水準のとき買つた商品や資産の取換費を賄うにどうしてもたりないということである。物價の上昇が現在の課税基準およびその範圍とからみあう場合は、商工業がその戦前水準の取引量を維持する能力を非常にそこなうということ、そしてこの能力を維持する目的でその財政の根源を強化する手段をと

る必要があることを認識することも必要である。

190 それゆえに、最も重要なことは、取締役が會社のおかれてゐる環境に關連して次の二つの點を考慮すに際して助言を得られるようにすることである。第一に、物價水準上昇の影響を考慮することであり、第二には、(a)取換原價の増大を賄うために新資本を募集することが必要となつた場合、會社の能力に依存することと、(b)取換原價の増大を賄う目的で實行可能性のある金額を利益のうちから留保し蓄積しよう并希望することと、この a・b 二つのいずれが効果があるかを考慮することである。この二點を考へることは、多くの場合に、財政上の慎重という見地から配當可能なりとみなしうる利益の額をきめる上に最も重要なことからであるかもしれない。記憶すべきことは、極端に利益留保をおこなうことは配當のきびしい切下げ、あるいは、時にはその停止、さらには將來の株主の利益のために優先株主をふくむ現在の株主に不當な負擔を課することになるかも知れないということである。

191 株主に對し會社の財政におよぼす物價水準上昇の影響ならびにこれに對處するための手段に關して報告するかどうかは、重役の考慮すべき問題である。利益のうちから控除する額を、資産の使用期間にわたる割當の方法で必要資金を設ける計畫に一致して定める場合には、報告は事實を示すはずである。

勸告

以下の勸告は會計原則に關する勸告書第九號及び第十號を補足して現在作つたものである。

192 (1)上昇したコストによる取換を(固定資産、流動資産のいずれたるを問はず)賄うために設ける金額は、當該年度の利益決定以前に作るべき引當金として取扱つてはならない。それは準備金への振替として取扱うべきである。かかる準備金への振替を損益計算書に年度殘高算出上の差引項目として示す場合には、この年度殘高に適當な説明を附さなければならぬ。

193.

(2) 慎重の問題として、右の設定金額は、當分の間配當に用い得ないものと取締役がみなすことを強調するために、資産の取換原價の増大に對する特別資本準備金としてこれを取扱うことを原則とすべきである。

194

(3) 貸借對照表目的のために固定資産を一般に見積取換原價に基礎をおいて價額引上げをおこなつてはならぬ。特に物價水準安定のきめてのない場合においてそうである。

(一九四九年一月一日)

右の勸告書第十二號の内容の敘述については解釋上疑義の生ずる餘地のないまでに明白である。勸告書の根本的立場は、會社の取締役が現實に株主へ提供する年次會計報告書を會社法の規定にもとづいて作成する場合に、物價の上昇から生ずる經營維持の困難にどう對處するかという問題に關して監査人が助言をあたえる場合の指針である、という點にあるのである。したがつて、第一に、報告書に記載する利益は歴史的原價による損益計算の方法を以て算出すること、第二に、物價上昇期における歴史的原價による費用計算が資本實體の維持を保障しない點を如何にしてカバーするかについてはこれを財務政策の問題として處理すること、という二點を出發點としたのであつた。したがつて、第三に、當然のことながら、課税の重壓という問題を解決することは税法變更という政治上の問題に屬し、單に會計方法を變更するだけでは解決しない、として突きはなしたものであつた。

その見解が、前年一九四八年五月にイギリス會計士界の長老 F. R. M. de Paula のおこなつた演説(第4項にのべた)における見解と全面的に同じであることはいふまでもない。

この勸告中において、ただ一つ注目すべき點は、文中の最後の「勸告」の直前にのべた次の一節である。いわく「株主に對し會社の財政におよぼす物價水準上昇の影響ならびにこれに對處するための手段に關して報告するかどうかは重役の考慮すべき問題である。利益のうちから控除する額を資産の使用期間にわたる割當の方法で必要資金を設ける計畫に一致して定める場合には、報告は事實を示すはずである。」(點、點片野附記)。この一節は歴史的原價による會計の構造の中に胎動しはじめたインフレーション會計合理化の息吹きである。そこには、きわめて素朴な形ではあるが、會計の測定領域の合理化への胎動と(點を附した箇所)報告領域の合理化への胎動(點を附した箇所)とがみとめられる。この胎動が次第に成長してついに一人前の會計體系をととのえるようになるかどうかは、第一には、物價水準變動の幅と質によつて、第二には、經濟の成長が要請する會計職能の發展に懸つているのである。

それにしても、勸告書第十二號は當時のイギリス産業界に一般に失望をあたえたごとくである。名目上の高額利益に對して現實に課される高額税金の壓迫になやむ企業にとつては、企業の資本維持の要請と所得課税との矛盾の解決に關しまつたく傍觀者であつた勸告書第十二號は、むしろ、課税所得を歴史的原價によつて測定する現行稅務慣行を消極的に支持するものと映じたのかも知れない。勸告書第十二號が發表されてから二年餘一九五一年四月、産業界が刮目して待つていた稅制改革案に關するタッカー報告が發表されたが、その結論とするところが勸告書第十二號の結論と同じであつたところから、産業界からこれに對する激しい不滿を世に訴えた多くの聲明が現われた(第6項に詳述する)。次に引いたのは勸告書第十二號をきびしく非難した聲である(Davis Solomons: Accounting for Changing Price Levels: Recent British Views, The Journal of Accountancy, June 1954, p. 703. 引用された The Financial Times 誌

の一節)。

「イギリス産業の血液は、勅許會計士協會のコンヴェンションが傷つかずに残っているかぎり、涸れてしまふことになる。貴下は十二箇の椰子の實で事業を始め十二粒の落花生豆で事業を終る。しかもなお、貴下は監査人からオール・ライトという監査證明をもらうことであらう。」

第6項 「營業利益の課税に關するタツカー報告」の公表とその反響(一九五一年)

I 税制改革におけるタツカー委員會の役割

一九四九年のイギリスの年次平均物價指數は、戦前一九三八年を基準にして三〇四に達し、インフレ物價の上昇が企業の財務にさうとう深刻な影響をおよぼすべき事態になつてきていた。その影響が最も痛切に感じられたのは、過去において第一次大戦後のヨーロッパのインフレーションで大陸諸國の企業が經驗したのと同じく、名目所得に對する課税の重壓という面であつた。

あたかも、この時、一九四九年六月イギリス大藏大臣の命令により同大藏省内に次の目的をもつてミラード・タツカー委員會(The Millard Tucker Committee)が設置された。

- (1) 所得税(Income Tax)に關連して純營業利益ネット・オペレーティング・プロフィットの計算方法を研究し、かつ、課税の基礎となる期間の問題を研究すること。
- (2) 利益税(Profit Tax)に關連して純利益ネット・プロフィットの計算方法を研究すること。

第二次世界大戦後のイギリス・インフレーション會計の發展

(3) 税法につき改正を必要とする事項を報告すること。

この委員會は、第一回の報告書として一九五一年二月二十日附「營業利益の課税に關する委員會報告書」(His Majesty's Stationary Office: Report of the Committee on the Taxation of Trading Profits. Cmd. 8189) を同年四月六日に公表した。通稱、タッカー報告 (Tucker Report) といわれているのがこれである。^(註)

(註) 第二回タッカー報告は一九五四年に「退職金の課税に關する委員會報告書」(The Tucker Committee's Report on the Taxation Treatment of Provisions for Retirement, 1954) として公表されてゐる。

タッカー報告が公表された一九五一年四月の物價は四七三(戰爭勃發前年一九三八年基準)を示し、この委員會が發足したその年一九四九年の年次平均物價三〇四に對し五五パーセントという大幅の上昇を示している。こうした事態のもとにあつて、はたしてタッカー報告が現行の所得税制度に對するいかなる改革を勧告するであろうかは、産業界の注目の的となつていた。

第一回タッカー報告の課税制度改革に關する勧告は、結局イギリス大藏省の採用するところとはならなかつた。しかし、今日(一九五七年八月)からみれば、この一九五一年のタッカー報告の公表は第二次大戰後のイギリス・インフレーション會計のピークをなすものであるから、次に、この経緯について詳細に記述しておこう。

II インフレーション下の企業所得の本質に關するタッカー委員會の見解

タッカー委員會は利益税および所得税の課税制度の改革に關する調査研究を進めるにあたり、五十四の有力經濟團

體および九十四の有力な會社・個人の陳述書を受けたほか、たびたび公聽會をひらいて證言に接したが、これらの陳述書や證言のうちには、なかんづく、現行の課税所得の算定上資本の回收として控除される費目がごとごとく歴史的原價によつて算出されるので、回收された金額はほとんどの場合現在の取換原價の一小部分にしか當らず、それは不適當であるから歴史的原價にかわる適切な計算法を採り入れることが望ましい、とする意見が非常に多かつた。

委員會はこれらの老大な陳述書と證言の内容を勢力的に検討した結果、問題を固定資産の減價償却控除と棚却資産評價の二つに分けて、税制上のその取扱に關し前掲報告書の中に三十九項（第九四項、第一三二項）にわたる長文の意見を發表した。

この問題に對するタッカー委員會の考え方の根本をなしているところを委員會自身の述べた言葉を以つて最も端的に表示すると、「當委員會の見解によれば、この問題は、利益計算が適正かどうかということではなく、むしろ一般經濟政策の課題に屬するものである。」（同報告第一二三項のうち）というのである。

タッカー報告は、この根本的見地に出發して、まず最初に一般論としてインフレーション下の企業の所得計算とその資本維持との關係につき貨幣價値の變動を所得計算の要素にとり入れる考え方に反對して次のように述べている。

第98項 當委員會は利益算定の方法として貨幣價値の變動を計算にとり入れなければならぬとする見解には同意し得ない。この見解が大多數の會計實務上の意見により一般に認められていないことは確かである。であるから、イングラント・ウェールズ勅許會計士協會の如きは、この問題に關し産業に對する救濟策を講ずべきことはつよく主張してはいるが、高いコストで取換（固定資産棚却資産のいずれについても）を賄うために設けるべ

き資金は利益算定上の控除費目として扱うべきものでなく、利益處分による準備金振替として取り扱うべきものであることを明らかにしているのである。假に當委員會が少數者の見解に共鳴するところがあつたとしても、大多數の會計職業家が一般に認めておらず、會社がその出資者に交付する會計報告書に一般に用いていない利益算定の理論を課税變更の基準として推す責任を負う意圖はない。しかし、權威の壓力を全然受けることなく、當委員會自身の見解としては、これまでの世間周知の價值尺度を離れて抽象的觀念をとらうとするような理論を採用することにはつよく反對する。(同報告・第九八項の全文)

III インフレーション下の企業の資本實體維持の要請と課税制度との調整に關するタッカー委員會の提案

次いで、この問題を處理する具體的な方策は、從來の歴史的原價による所得計算方法で算出した個々の企業の利益に關し、當該企業が現實のイギリスの國民經濟の發展上にしめる重要性の程度に即してその資本實體の取換に要する利益控除の妥當性を検討することであるとして、次のように述べている。

第99項 従つて當委員會が考察すべき問題は、企業が工場・機械・在庫品の取換コストの上昇を賄うには利益の一部を振りむけなければならぬという點からみて、課税上企業利益(貨幣價值の變動に對應して調整することなく、傳統的な方法で算定したもの)の控除をなすことが、國民經濟的な利益または能力という見地から必要かどうかという點にあるという結論に達したのである。(同報告第九九項の全文)

委員會は多數の陳述書ならびに證言を通して委員會に提出された諸對策を右のような觀點からその妥當性をつぶさ

に検討した。その場合、當該對策案が妥當かどうかをきめる基準として、委員會は、その案が、

(a) あらゆる納税者を通じて課税上公正をかくことにならないかどうか。

(b) 實行可能性があるかどうか。

という二點を以てした。委員會はこの基準に立つて委員會に提出された對策案の主要なものとして次の五つをえらびこれを綿密に検討した。

- 1 課税上固定資産の統一再評價を實施しこれによつて減價償却控除額を引上げる方法
- 2 各個固定資産の取換に關する準備金を無税で設定する方法
- 3 基準棚卸資産の取換引當金を無税で設定する方法
- 4 配當しない利益に對する課税を免除もしくは低減する方法
- 5 課税上認める初年度特別償却イニシアル・アロウアンスの率を引上げる方法

これらの案を綿密に検討した結果、委員會の到達した結論として、1と4の諸方法はいずれも課税の公正と實行可能性という點で大きな缺陷を有するがゆえに推奨しがたいものであり、5の現行の固定的イニシアル・アロウアンスの制度を改善して彈力あるものにするという案が最も良い策であることを次のように述べている。

第123項 本問題の全般に對し當委員會の到達した一般的結論を要約すると次のようになる。

(a) 提出された方法は統一再評價リス・プライシングの方法にしても、取換準備金設定の方法にしても、すべて、本質的には、眞實の企業利益すなわち通常の會計原則によつて算出した企業利益の一部分への課税を免除すべしということを提案し

ているものにほかならない。

- (b) 事實上、この課税救済が及ぶのは一さいの企業ではなく固定資産もしくは棚卸資産の取換を必要とする企業のみに限られることになる。従つて右の救済措置はこれらの企業についてのみ優先的取扱をあたえることになる。
- (c) かかる優先的救済をうける資格のある企業にとつては、当該企業の國民經濟上の價值如何にかかわらず、この優先的取扱をうけ得ることになる。

(d) 統一再評價の方法にしても、取換準備金設定の方法にしても、新設企業もしくは現存企業の擴張に關しては、なんらの救済も助力もあたえない。

(e) かかる対策方法はすべて、インフラ・ド・リスキニウ内國收入局ならびに納税者にとり、異常な事務負擔となる。

(f) 當委員會の提案する彈力的システム・オブ・フレキシブル・インセンティブ・アウツス初年度控除制度こそ委員會の列擧したような障害のない唯一の方法である。右にいうタッカー委員會の提案した「彈力的初年度控除」の制度というのは次のような内容のものである。

第124項のうち

依つて當委員會は次のように勧告する。

インセンティブ・アウツス・レイト初年度控除率の最低限度を定めること。特定の産業部門を代表する協會はこの最低限度を超える初年度控除率の適用を受けることを要求し得るものとする。かかる特別初年度控除率を適用すべきや否やを決定する任務ある當局者は、当該設備・機械の價格水準を考慮に入れるのみならず、当該産業が國民經濟上に占める重要性をも考慮に入れ得るものとする。

以上が今次イギリス・インフレーションの高潮時に公表されたタッカー報告が、インフレーションの現實に即して企業の所得に對する課税問題を如何に處理すべきかについてとつた基本的な考え方とその結論であつた。

IV 資本維持策に關してタッカー委員會に提出された各種提案に對する同委員會の批判的見解

しからば、タッカー委員會は、かかる結論に到達する過程において、多數の有力な團體および個人の陳述書や證言を通じて提出されたインフレーション下の企業資本維持と課税問題に對する處理方策のそれぞれをどのように受けとり、如何なる検討を加えたか。次に、タッカー報告の記述を通してこの點を明らかにしてみよう。

タッカー報告は、陳述書および證言を通じて委員會に提出された多くの對策案を三つに大別し、(1) 固定資産の統一再評價により減價償却費を引上げる案。(2) 取換準備金に對する免税ないし留保利益に對する減税をおこなう案。(3) 初年度特別控除率を引上げる案、とし、その各々について詳しい検討を加えている。

(1) 統一再評價の提案に對するタッカー委員會の見解

第二次大戰後の世界的インフレーションに際し、企業の資本維持計算合理化を實施する手段として産業界に對し固定資産の統一再評價をおこなつた實例は、ごく近く一九四五年以降フランスおよびベルギーにおいてみられた。したがつて、今次イギリス・インフレーションにおいて企業所得への課税の救濟手段として統一再評價の方式がつよく人の意識にのぼつたのはしごく當然のことであつた。

タッカー委員會に提出された統一再評價の案には、その方法から區別した種類として、(a) 一九四〇年前に購入し

た資産の原價を二倍にする方法(b) 現有資産の取得原價に買入年次を基準とする物價指數をかける方法等があつたが(第一〇二項)、これらを一括して委員會が統一再評價の案に反對した第一の理由は、戦前の貨幣價值による固定資産の帳簿價額を現在價值に修正するという統一再評價案の根本的考え方に対し、「課税所得の計算をボンド以外の明確な抽象的な計算單位で遂行する結果になる理論は、課税救済の理由づけとしては充分でない。」(第一〇三項のうち)とするのであつた。さらに、第二の反對理由としては、タッカー委員會の最も重要視する課税公正の原則からみて、再評價案にはこの要請と根本的に相容れぬものがあるとするのである。いわく、「當委員會は現存する企業の所有者にして、その資産の取換えに備えて貯えをなしている者が、これから新しく事業を始めるために貯えをなしつつある納税者に優先した取扱をうける權利があると見る見解を承けいれるわけにはいかない。」(第一〇四項のうち)。また、「公平にいつて、いままでに近代化への要請があらゆる方面で強調されている時代に、この要請に應える力の少ない、ないし生産増強の手段として近代化への要請があらゆる方面で強調されている時代に、この要請に應える力の少ない、ないしは、意欲のとぼしい人々に對してのみ課税救済をあたえるようなやり方は、辯護し得ないであろう」(第一〇五項のうち)と述べ、「統一再評價による課税救済は、そのあたえる結果において不平等であり、それに値すること少き側を厚く遇する不公正な取扱をすることになるということが、當委員會の見解上決定的に反對する點である。」(第一〇五項のうち)としている。第三の反對理由として、統一再評價案は實施上技術的困難があるということをあげている。すなわち、再評價を實施するには、各個設備資産につき、(1)買入原價(2)買入日(3)追加的資本支出を確知しなければならぬが、「これらのインフレーションを帳簿記録から作ることができる企業もいくらかはあるが、大部分はそう

はいかないのが實情である。」(第一〇六項のうち)とのべている。第四の反對理由としては、統一再評價は、すでにオプソリートした設備機械でも、經營上のやむを得ざる事由のためになおスクラップとして處理されずに殘置されている場合には、これについて再評價をおこなう結果となるから、かゝる設備の所有者に對しまつたく不適當な課税上の利益をあたえることになるというのである(第一〇九項)。

以上の四點が統一再評價案に對するタツカー委員會の反對する重なる理由である。

(2) 取換控除をゆるす提案に對するタツカー委員會の見解

統一再評價の方法とは別に、資産を實際に取換えることを條件として控除をゆるすという提案は、大別して、

(a) 將來の取換に備えて設けた準備金を非課税項目として取扱い、もし一定の時までに實際に取換えをおこなわぬときは非課税取換を取消すべしとする提案

(b) 實際に資産を取換えた場合にのみ取換支出中原初取得原價を超える部分を非課税控除項目とすべしとする提案があつたが(第一一二項)、これに對するタツカー委員會の批判は、第一に、このやり方は、統一再評價の提案に對する場合と同じく、これまで取換ないし擴張をおこなつていない事業に控除の便益をあたえ、すでに擴張をおこなつた事業および今後新しく擴張をおこなわんとする事業にはこの便益をあたえない、という不正を招來するというのである(第一一二項)。第二に、取換控除案には、何をもつて取換の事實を確認すべきかという點に實踐上きわめて困難な問題がある。固定資産取換には、多かれ少なかれ技術の進歩にともなう改良的要素が入りこむものであり、課税救済をあたえる上に不正を來たさないためには、この取換に内在する改良的要素を無視することができない。そうで

あるかぎり、技術の進歩や世間の嗜好の變遷にともない、取換という名のもとに舊資産を廢棄してまるで別の資産を置くこともまたこれを否認する理由は乏しくなる。

要するに、委員會の意見は取換控除の方法は課税の公正という立場から認めがたいとするのである。(一二二項―一四項)

(3) 初年度特別控除率引上の提案に對するタッカー委員會の見解

イギリス課税制度の上にイニシアル・アロウアンスが登場してきた事情については、すでに第3項に追究したところである。はじめ、一九四五年にイニシアル・アロウアンスがイギリス税制に導入された當時は、この方法が課税目的上インフレーション下の企業所得を正確に測定するやり方であるという意識を特に裏付けにしていたものではなく、産業設備の近代化に要する資金の獲得を助成する課税特別措置という財政上の政策的見地を基盤にして登場したものであつた。ところが、この點に關シタツカー委員會は、「當委員會は、物價が依然安定していたとしたら、イニシアル・アロウアンスなるものを許容すべき財政上の正當性は、まづたく認められないものだ」という事態から出發する。」(第二一八項)として、この制度の目的が企業に對するインフレーション下の設備資本維持をはかるための財務的救済措置たる點にあることを強調している。そして、委員會は、イニシアル・アロウアンスの企業設備資本維持機能と物價の上昇度とアロウアンス・レートとの關係を計算例を示して次のように論じている。

最初一九三九年に耐用年數一〇年、原價一〇〇ポンドの機械を購入し、毎年一〇パーセントの減價償却を計上し、一九四九年に二〇〇ポンドを拂つて同種同型の第二の機械とこれを取換えたとする。第二の機械の取換費用二〇〇ポ

ンドのうち一〇〇ポンドは第一の機械に對する普通償却控除で賄われ、さらに八〇ポンドが現行のイニシアル・アロウアンス四〇パーセントによつて賄われ（ $\text{＄}200 \times 40\%$ ）、さらに、二〇ポンドが第二の機械の最初年度の普通償却控除一〇パーセントによつて賄われる。

この例では普通償却控除率を一〇パーセントと假定したが、イギリス税制上機械の最低控除率は五パーセントである。したがつて、この假設例から出てくる結論として、タツカー報告は次のように述べている。

「少なくとも四〇パーセントのイニシアル・アロウアンスの制度のもとで物價が一〇〇パーセント上昇した場合に機械の取換をしても、實際の普通償却控除率が一〇パーセントを下らないとすれば、基本普通償却控除率は五パーセントであるから、取換に要した増加金額の九〇パーセント以上が課税對象から救われる。」（一一九項のうち）

さらに、第二の機械を満期除却して第三の機械と取換える場合に物價が當初の三〇〇パーセントに上昇しているとすれば、イニシアル・アロウアンスを六〇パーセントに引上げることによつて、取換資金を課税對象から救済することができるとしている。

右の主張をタツカー報告の中にかかげてある計算例を引いて裏付けると次の通りである（一一二項）。

機械第一號の原價……………一〇〇ポンド

この機械に對する普通償却控除合計一〇〇ポンドが課税對象から控除される。

機械第二號の原價……………二〇〇ポンド

機械第二號の取換費用は次のものによつて賄われる。

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

①機械第一號の普通償却控除一〇〇ポンド

②機械第二號のイニシアル・アロウアンス（二〇〇ポンドの四〇パーセント）八〇ポンド

③機械第二號の第一年普通償却控除（二〇〇ポンドの一〇パーセント）二〇ポンド

機械第二號の第二年度以降除却までの償却總計は右の②③を控除した残高五〇パーセントになる。

機械第三號の原價……………三〇〇ポンド

①機械第二號の第二年度以降除却時までの償却控除（二〇〇ポンドの五〇パーセント）一〇〇ポンド

②機械第三號のイニシアル・アロウアンス（三〇〇ポンドの六〇パーセント）一八〇ポンド

③機械第三號の第一年度普通償却控除（三〇〇ポンドの一〇パーセント）三〇ポンド

計 三二〇ポンド

タツカー委員會は右のような計算例の分析をおこなつた後、物價の繼續的上昇期におけるイニシアル・アロウアンス引上げ方式による企業の資本維持助成政策を具體化する行き方として次の二つがあることをあげている。

その一つは、従來の單一イニシアル・アロウアンス・レートを四〇パーセントから適當な高さに引上げること。その場合適當な高さ如何を具體的に決定するには價格水準の統計的調査によつてこれをなすべきであるとしている。

もう一つは、産業の種類如何によりそれぞれ異なるイニシアル・アロウアンス・レートを差別的に定めることであるとする。

タツカー委員會は後者の方法をつよく支持し、「あらゆる種類の設備および機械に同一のイニシアル・アロウアンス・レートを適用するのは、あらゆる種類の設備および機械に同一減價償却率を適用するのと同様に、理由なきもの

である。」(一二三項のうち)と解するとともに、後者の方法を有効に實施する手段として、適切なレートを設定するた
めに責任ある權威團體を設け、そこにおいて單に物價水準の上昇のみをレート決定の要素とするのではなく、當該産業
の國民經濟における重要性を充分に考慮に入れた各個産業別レートを設定すべきことを主張している(一二三項)。

前にかかげたカツカー委員會の彈力的初年度控除制度の提案は右のような論述にもとづくその結論として報告され
たものである。

V タッカー報告公表直後におけるイギリス産業界の資本維持に關する輿論

右のような内容をもつ第一次タッカー報告が公表されたのは一九五一年四月六日であるが、この報告書の公表は當
然にイギリス産業界に相當な反響をよびおこさないではおかなかつた。

次に引いた三つの聲明は、イギリス産業界の指導的立場にある團體もしくは個人によつて表明された企業の資本維
持に對する過重税金の壓迫についての痛烈な非難であつた。

イギリス銀行家協會(The British Bankers' Association)は一九五一年七月附の覺書を「王立利益税及び所得稅
委員會(The Royal Commission on the Taxation of Profits and Income)」に提出したが、その中で次のように
のべてゐる。(The Sixth International Congress on Accounting, 1952: Fluctuating Price Levels in Relation to Acco-
unts, p. 40)

「財政逼迫の増大を説明するには、特に税金からくる影響を他の要因のそれと區別して説明することは不可能である。しかし、

現行租税制度上固定資産の減價償却控除を原始原價オールド・コストによつて計算し、かつ、上昇した價格で取換えなければならぬ棚卸資産の單なるインフレ的價格騰貴を反映するにすぎない利益 (Profit) に課税することは疑もなくその重大な要因である。會社に課されている利益税 (Profit-Tax) と所得税 (Income-Tax) は、いずれも所得に對する課税であることを意圖しているもので資本に對する課税であるはずがないことは自明のことである。經濟専門家にとつては——會計専門家については、必ずしもそのすべてにとつてではないが——眞實の期間利益はその期の利益の稼得に用いた物的資本の取換に對する引當をなした後に残るその年度の營業トランザクションから發生した収入以上のものではあり得ないこと、いいかえれば、固定資産損耗に對する手當をなし、かつ、その期の生産物に入つている流動資本を取換えなければならぬこと——この兩者は繼續企業においてかならず維持されなければならぬものである——は、これまた自ら明かである。

經營上實行できる救済方法を見つけることは、委員會の指摘するとおり、フランスおよびベルギーでこの問題を處理したことがあるので、問題なく可能である。まことに、或る點を超えると、インフレーションに直面して普通の會計原則を固執することはできなくなる。この國が經驗したインフレーションが、もしこれまでの實際よりも少し急速のものであつたとしたら、疑もなく問題はとうに表面化して處理されたであらう。」

右の覺書は、所得税賦課の考え方として、繼續企業の期間所得は經營の實體資本の維持の基礎の上に測定さるべきものであることを強調し、この立場からインフレ課税の問題の在り所を指示し、その改革措置として、フランスやベルギーで第二次大戰後實施した資産再評價の經驗を討究すべきことを示唆している。

英國工業連盟 (The Federation of British Industries) は一九五一年に「インフレーションが産業資本源泉に及ぼした影響」(The Effects of Inflation on Industrial Capital Resources) と題するパンフレットを出したが、そ

の中で次のように述べてゐる。(The Sixth International Congress on Accounting, 1952: Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts, p. 38~39)

- 1 産業家の間にしばしば聞かれる議論として、産業資本の源泉は極度に逼迫しているというだけでなく、インフレーションと高率課税の兩者の壓迫のために食いつくされる危機に面しているということがいわれている。ところが、一方では産業は超過利潤を擧げていると書いた記事についてたびたび不満の聲を聞くのである。
 - 2 資本の蠶食ということと利益の適正ということとは明らかに相互に關連がある。けだし、産業がその生産力を無疵に維持するために、自己の元本のうちから引當をすることができなければ事實上資本を喰つてことになる。企業の生産力の維持という意味で資本を無疵に維持することは、經營者の最も重要な責任の一つである。この責任をはたすためには資本維持のための引當を設けた後に残る殘高のみが「利益」として課税や配當に使用できるものとみなしうるのである。
 - 3 貨幣價值が安定している場合には、産業の資本源泉の増減を容易に測定することができる。しかし、最近のように貨幣の價值が急激に變化しつゝあるときは、公表された會社の會計報告書をもて資本の變化を測定することは非常に困難である。この困難は長期の物價上昇時代にありながら、貨幣價值の安定を假定している會計方法を用いることからおこるのである。一九三八年以來固定資産・棚卸資産および帳簿債權をふくめた一定量の實質資本（リトル・キャピタル）を無疵に維持するための貨幣原價は非常に増大してきている。それにもかかわらず、貸借對照表は傳統的に一九五一年のポンドも一九三八年のポンドも一九〇〇年のポンドも一律に同價值として扱つてゐる。このコンヴェンションは、いつ買つた資産についてもその買つた時の原價に等しい額を利益計算上控除するのであつて、資産の取換が現實には一そう多くの原價を要するという事實を無視することである。
- 資本の維持と利益の高さとの關係は、はつきりしている。會社の公表した會計報告書が資産の維持に必要な引當金を過少に示

すかぎり、それだけ稼得した實質資本は過大に示される。」

この聲明もまた、會社の配當可能所得ならびに課税所得の算定は會計の生産力資本の維持の基礎の上におこなわれべきことを強調し、現行租税制度と會社法の計算規定とならびにそれと密着して勸告されているイングランド・ウェールズ勸許會計士協會の會計原則における歴史的原價による利益計算原則に對する産業界の有力團體からの抗議であるとみられる。

さらにまた、一九五一年十一月六日ロンドン株式取引所長 J. B. Braithwaite は、the Incorporated Accountants' London and District Society の晝食會でおこなつた次の短かい演説の中で、インフレーション下における歴史的原價による會計方法から生まれる問題の諸點を、繼續企業の維持という立場から指摘して、會計における客觀性の要請は活かされても、その測定機能が破壊されることから生まれる經營存亡の危機が過重な課税・たこ配當・過當な賃銀引上げを通してせまってくる事情を訴えている。(The Sixth International Congress on Accounting, 1952: Placuating Price Levels in Relation to Accounts, p. 39)

「私は減價償却控除をその資産の歴史的原價に即しておこなう現在のやり方から出てくる結果には困惑している。もちろん、現在のやり方に對する贊成論ははつきりしており、世人はこれに對する充分な理解をもたなければならぬ。というのは、會計士も、また私自身も、そう思うことであるが、自分が所有する資産の歴史的原價を堅持しているかぎり、自分の足は地面にしっかりと着いているが、歴史的原價から離れるということになれば、それは直ちに見積りと激動する價值という議論多い領域に足をふみ入れることになる。おそらく、終局的には現在のやり方は實質的に正當なるものであると會計士は感じていることであらう。

私も結局はそうであろうということは認める。しかしながら、一實業家として、また單なる實業家という立場をこえて一市民として、私の感じることは、このやり方が二つのきわめて重要な缺陷をもつていふことである。第一に、純粹に事業經營の見地からいえば、少し長い期間を平均すると實質的には正しくなるかもしれないが、一方、一つ一つの會計期については、そのすべてではなくとも多くの場合、利益は總體として歪められる結果になる。

企業の會計報告書について、資産の償却が正確な取換價值に相當に比例しておこなわれるのでなければ、会社の財政狀態が眞實に公正に且つ適切に表示されるとどうしていいのか、私には理解しにくい。

私の出發點は、會社がこの減償償却問題を學問的にはなく實質的に處理してはいるのでないかぎり、いやしくも利益を得たとはいえない、と私には考えられることである。舊い資産が歴史的原價にもとづいて償却されつゝある間に、あなた方は企業の利益數字の歪みをつかんでるのである。それが過重課税とその他多くの方面の歪みを導き出すことはもちろんである。このことは、單に會計報告書にあてはまるだけでなく、事業上および人間生活上の多くの事がらにもひろくあてはまる。あなた方が誤つた計算記録に出發する場合には、そこに理窟に合つたどんな根據があろうとも、歪みはだんだん増大してゆき、そこからすべての悪い結果が出てくる。特に指摘したい點は、經營上の誤れる樂觀は不當に巨額な利潤から出てくるということである。したがつてまた、從業者の間に不満を生じ合理的な資金以上の要求をひきおこす。利益を正確にその時の實情に即した眞實の基礎の上に計算して示すことは事業の健全な經營にとり第一に重要なことであると信ずる。」

以上にかかげた三者の敘述に共通して、なかんづく注目すべき點は、會社の課税所得の算定の基準たる資本維持の考え方として繼續企業における實質資本・生産力資本の維持の立場をとるべきことを要請していることである。そして、右の共通的意见は、この三人のイギリス産業界における指導的地位にかんがみて、それが當時の産業界の輿論を

代表しているものとみて、まず間違いないであろう。それはタツカー報告における課税公正原則に立脚する名目資本維持の所得概念とはまさしく對蹠的である。もつと端的にいえば、タツカー報告ならびにイギリス所得税法では企業所得を個人所得と同じ範疇において考え、いわば、所得の所有主概念を堅持しているのに對し、右の三者によつて代表されると假定した産業經營者の側にあつては、所得の企業體概念を意識しているといえるであらう。

第7項 第六回國際會計會議における「物價水準變動と會計」問題の討議を契機とする英國内のインフレーション會計論議の高潮（一九五二—五三年）

第一次タツカー報告が公表されてから一年餘、一九五二年六月十六日から五日間にわたり、第六回國際會計會議がロンドンで開催された。この會議において研究討議されたいくつかの議題の中で最も重要な議題は、第一部會の「物價水準の變動と會計」(Fluctuating Price Levels in Relation to Accounts)であり、この議題についてイギリス・オランダ・アメリカ・ドイツ・オーストラリア・フランス・トランスバールの各代表よりそれぞれ報告が行われた。この會議の開催を契機として、イギリス國內においても、インフレーション會計に關する論議はまさに最高潮に達した觀があつた。本項ではその焦點について述べる。

I 第六回國際會計會議におけるバロウクリフのイギリス・インフレーション會計事情に關する報告

一九五二年六月十七日、第六回國際會計會議第一部會では「物價水準の變動と會計」(Fluctuating Price Levels

in Relation to Accounts) を議題として各國代表による共同討議がおこなわれ、イギリスを代表する C. Percy Barrowcliff (F. S. A. A.) は、第二次大戰後のイギリスにおけるインフレーション會計事情に關し報告をおこなつた。その内容は、各國代表の報告中最も廣汎にして詳細をきわめている。次にその目次をかかげておく。

I 會計上の計算基準としての貨幣單位

II 物價水準・産業利潤・賃銀

(a) 一八八〇年～一九五一年の卸賣物價指數

(b) 一九〇八年～一九五一年の利潤指數

(c) 一八八〇年～一九五一年の賃銀指數

(d) 利潤と賃銀との關係及び國民所得の形成

(e) 取換原價指數

III 當面の物價水準の變動は現在の會計コンベンションを妨げる影響をもつ永續的のものか。

IV 物價水準變動の影響

(a) 利益計算に對する影響

(b) 固定資産に對する影響

(c) 流動資産に對する影響

(d) 貨幣資産及び負債に對する影響

V 物價水準變動の影響をうける事業の種類

第二次世界大戰後のイギリス・インフレーション會計の發展

VI 企業利益とは何か

(a) 會計専門家の見解

(b) 經濟専門家の見解

(c) 法律家の見解

(d) 實業家の見解

VII 物價水準變動に對するイギリス會計業界の見解

VIII 長期價値の動向に及ぼす物價水準變動の影響

IX 國家事業に關する特殊考察

X 地方官業に關する特殊考察

XI 公開質問

(a) 會計上貨幣單位に替える満足な基準があるか。

(b) 會計報告書における固定資産の扱い方如何。

(1) 原初原價か年次再評價か。

(2) 減價償却の基準は。

(i) 原初原價か。

(ii) 現在原價か。

(3) 技術進歩にもとづくより低い實質原價で取換がなされる場合如何。

(c) 有價證券は現在價値基準で計算すべきか。

(d) 現存の企業利益測定方法は變更すべき餘地ありや。

(e) 資産價值の變化の測定に關して會計専門家の利用しうる實踐的手段如何。

(f) 適切なる會計上の比較基準如何。

XI 結論

この報告は、第二次世界大戰後イギリスにおけるインフレーション會計に關する各方面の實際的資料を提供してゐる點において、インフレーション會計研究上貴重である。

パロウクリツフはこの報告書の結論の項において、インフレーション會計における利益計算と財務報告書の取扱について、次のように自己の意見をのべて、報告を結んでゐる。

「私の結論は次の通りである。

1 利益計算上、固定資産の減價償却は現在カレント・リジネースメント・コスト取換原價によるべきであり、ヒストリカル・コスト歴史的な原價によるべきではない。この原則を實踐上適用することは克服しがたいほど困難なものではない。

2 利益計算上棚卸資産にも同じ原則を適用すべきである。しかし、現在のところ公表される利益報告書には一般にインベントリー・プロフィット棚卸利益がふくまれていることを私は認める。現在物價水準は低落をつゞける可能性がある。棚卸資産の取り扱い方を改めなければならぬとしたら、このことはたしかに香ばしくないはねかえりをもたらすものである。物價が或る要點に達したときにこの原則を適用するのがよいかも知れぬ。

3 貸借対照表は醸出貨幣資本、資本利益及び蓄積ステカクティオンズの管理義務の遂行に關する報告書として扱うべきである。した

がつて、貸借対照表では原初原價を墨守する從來のコンベンションをつづけるのがよいと考える。」

右の報告者C・P・バロウクリックは第六回國際會計會議の副總裁をつとめた人であり、したがつて、その結論に示された彼の意見はイギリス會計界に對しても相當の重味を示す筋合にあるものと考えて差支えないであらう。とくに、その結論のうちに示された彼の意見について、注目すべきことは二つある。一つは、企業所得の測定上費用評價の基準に關して現在取換原價を強調していることである。この見解は、これより一年前一九五一年四月に公表された第一次タツカー報告において、企業所得の測定は歴史的原價によるのが正當であるとしている立場とはまさに對蹠的であるばかりでなく、さらに遡つて一九四九年イギリス會計實務の上に指導的地位をしめてゐる The Institute of Chartered Accountants in England and Wales が公表した「會計原則に關する報告書第十二號」、物價水準の上昇と會計」において、企業所得測定基準として歴史的原價を強調する立場とも、同様に對蹠的である。しかも、バロウクリックはイギリスにおけるもう一つの職業會計士團體である The Society of Incorporated Accountants and Auditors の有力會員である。彼は、この報告書の序において、報告の内容は、彼の所屬する右の The Society の意見を代表するものではなく、彼個人の意見であることを特に斷つてはいる。(The Society of Incorporated Accountants and Auditors の「物價水準變動と會計問題」の取扱方についての公式聲明は、一九五四年一月六日同協會の總會で會員に對するガイダンスとして 'Accounting Implications of Changing Money Values' と題するステートメントが出つてゐる。これについては別稿で取扱う。)しかし、如上の彼の公的地位からいつて、國際會計會議という公けの席上右のような企業所得計算における時價費用基準の立場を強調したことはイギリス經濟社會の一部輿論をつよく反映するものと考えられる點に

において、注目に値いするものといわなければならぬであらう。

パロウクリッフの結論中の意見について注目すべきもう一つの點は、貸借対照表については自己資本に關して株主に對する經營者の管理義務遂行の報告書として扱うという立場を示している點である。この點は、一九四八年會社法の計算規定に表示されている「會社の毎會計年度の貸借対照表はその年度末の會社の財政状態に關する眞實にして且つ公正なる表示をなすべし。……」(第一四九條第一項) という規定の意義の具體的解釋としてイギリス職業會計士の間の一致した見解であると私はみているのであるが、問題は、特にインフレーション下の繼續企業の貸借対照表を、かかる見解でみる場合それが會計のはたす職能の領域としてどういふポジションにあるのかという點である。私見によれば、それは、會計のになう測定職能と報告職能との有機的結合がインフレーションによつて混亂しているのを淳化しようとした不完全なる試みである。企業の資本維持に關して、實體資本維持(物財資本維持)の立場をとらうと實質資本維持(貨幣購買力資本維持)の立場をとらうと、そのいずれであるとを問わず、資本維持に關する所得測定、職能と出資者を中心とする利害關係者に對する受託義務遂行に關する報告の職能と運營財産に對する管理の職能との有機的結合關係を體系化すること、これがインフレーション會計合理化の根本課題であると私は解している。いいかえれば、貨幣會計上の測定職能と報告職能と管理職能との結合機構に生じたインフレーションに起因する非體系化を再體系化することがインフレーション會計問題の焦點をなすものである。^(註)

(註) 片野一郎稿「安定價值會計への反省」一橋論叢三四卷5號、昭和30年11月號參照

パロウクリッフの報告における結論は、意識的か無意識的かはわからぬが、かかる合理化へ向つての一步の接近で

あると私は考えている。

II イングランド・ウェールズ勸許會計士協會の「會計原則に關する勸告書第十五號」貨幣購買力の變動に關する會計」の公表

(1) 會計原則に關する勸告書第十五號の性格

第六回國際會計會議が一九五二年六月ロンドンで開催された當時、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales は、この會議の開催に先だつ五月三十日の日附で「會計原則に關する勸告書第十五號」貨幣購買力の變動に關する會計」を公表した。^(註)

(註) 本勸告書第十五號全文の拙譯日本語文を發表することとを The Institute of Chartered Accountants in England and Wales より許可せられたことに對し同 Institute にあつく謝意を表す。

まず、この勸告書第十五號がいかなる趣旨のものであるかを、同勸告書の冒頭の前書の中から引いた次の陳述によつて、見よう。

イングランド・ウェールズ勸許會計士協會會議はその「會計原則に對する勸告書第十二號」物價水準の上昇と會計」を數行する意味で、その會員に對し次のステートメントを發表する。このステートメントは、勸告書第十二號に關連して、歴史的原價として知られている一般に認められた基準に即して作成される會計報告書の意義の限界について簡短に記述し、かつ、これらの限界を打破して新原則を樹立しようと目論んだこれまでの主要な提案を檢

討し、併せて、會計上歴史的原價基準に替えて用いらるべき一般に認め得る方策が有效でないかぎり、また、有效になるまで、年次報告書の作成上採るべき手續に關して報告をなさんとするものである。」

すなわち、これまでの歴史的原價による利潤計算ならびにその會計報告書という傳統的なやり方は現時のインフレーション昂進の環境のもとにあつて、その實踐的意義に制約をうけてはいるものの、依然最も有效な會計方法としてその機能を麻痺していないということを聲明しようとしたものである。

本報告書本文の内容は次の五つの點から構成されている。第一は、歴史的原價による會計の意義と機能についての當協會會議の見解を明らかにし、かつ、會計上の計算單位としての貨幣の價値が不安定であることが歴史的原價による會計方法の機能をいかに制約するかについて述べ、第二に、貨幣價値の不安定が歴史的原價による會計にあたえるこの制約を克服しようとしてこれまでに提案された新しい會計方法の種類をあげてこれを解説し、かつ、從來の歴史的原價による會計に替えてこれらの新會計方法を採用することに當協會會議が同意し得ない事由を述べている。第三に、これまで提案された新會計方法による新しい利益概念を企業會計實踐に導入する場合には、これに關連して單なる會計問題を越えた廣汎な社會的經濟的影響をもたらさずにおかぬことを、法律上、價格政策上、課稅政策上などの立場から列擧し、第四に、これらの考察に即した結論的勧告として、さきに一九四九年一月に公表した「會計原則に關する報告書第十二號「貨幣價值變動と會計」」における勧告とまつたく同じく、年次會計報告書の作成ならびにこの報告書に示す利益の測定の基準は依然歴史的原價を以てすべきこと、資本實體の取換に必要な資金不足額は損益計算上の費用としてではなく、利益處分による留保として表示すべきことをのべている。

(2) 會計原則に關する勸告書第十五號の本文

次に本勸告第十五號の本文の全部を譯出して掲げておく。

イングランド・ウェールズ・勅許會計士協會「會計原則に關する勸告書第十五號、貨幣購買力の變動に關する會計。」(The Institute of Chartered Accountants in England and Wales: Recommendation on Accounting Principles XV.; Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money.)
歴史的原價による會計

286 企業の年次會計報告書の第一目的は、資本主に對しその資金を如何に利用し、かつその使用から如何に利潤が発生したかを示すインフォメーションを提供することである。この目的のために作成される貸借對照表は歴史的記録であつて決して現在の財産有高の表示でないということは長い間會計實務上に承認されてきたものである。

簡單にいえば、貸借對照表の機能はその作成日における企業の資本・準備金及び負債を貨幣額をもつて表示するといふに、これらを表わす全貨幣が數種の資産形態に配分されている状態を示すことである。同様にして、損益計算書もまた歴史的記録である。それは一方に當該期間の収益を計上し、他方に資本支出の償却費をふくむその期の費用を計上し、その差額を利益または損失として示すものである。収益と費用は帳簿に記録せられたその貨幣額をもつて計算書に計上される。この會計の基準がしばしば歴史的原價基準といわれるものであり、本ステートメントにおいて「貨幣的利益」(Monetary Profits)といふ言葉は右のよ

うに計算された利益を示すのに用いてある。

287 年次會計報告書の調製上歴史的原價基準のもつ重要な特徴は、報告書がその作成につき責任のある人々の個人的意見により影響される範圍を最少限度にするということである。たとえば、固定資産の原價ヨスについていえば、減價償却準備金をこの原價にもとづいて計算する場合には、そこに見積りがいり込むのは、周知のように、資産の見込耐用命數とその見込廢殘價額の二點に關してだけである。この基準の上に計算される減價償却引當金は資産の全耐用命數にわたり、收益に費用を割當ることによつて、この資産の獲得上生じた資本支出を償却しようとしているのである。この目的のもとでは、現在價值の見積りや取換原價の見積りはおこつてこない。さらにまた棚卸資産に關しても計算の基準が理論上健全であり、かつ、繼續して用いられている場合には、見積りや意見が適當に作用する限界というものがあるのである。

288 しかしながら、歴史的原價によつて作成する報告書の意義はいくつかの制約をうけている。なかんづく、報告書の作成に用いる貨幣單位が安定した計算單位でないということは決して小さからぬ制約である。物價上昇期には現金・銀行預金及び確定利子や配當を受ける貸付債權や投資のような資産についてその購買力の低減がおこる。

しかし、この低減は企業利益の減少として取扱わない。一方また、物價上昇前に生じた借入金其他の債務を購買力の低減した通貨で支拂われる場合におこる負擔の減少に由來して企業利益がふえているということも示さない。また、商品棚卸高はその貨幣的原價を費用として收益に賦課されるが、物價上昇期にはこの貨幣的原價は同じ數量の棚卸資産の取換原價をまかなうのにたりにくくなる。同様にして、固定資産の貨幣的原價にもとづく減價償却費もこれらの資産を取換える必要があった場合、または必要があるときに、一そう高い價格での取換原價をまかなうに要する金額を準備することはできない。

289 それゆえに、貨幣的利益は購買力の意味での正味財産増減をかならずしも反映しない。物價が大きく變動した場合には貨幣的利益の意義に對するこの様な制約はきわめて重要となる。もし、歴史的原價に基礎をおく現在の會計原則と比肩しうる程度まで個人的意見から獨立したやり方で一さいの企業に實際に適用することができる新しい會計原則を採用することによつて、歴

史的原價による會計報告書のもつ制約が除かれ、もしくは減少するならば、それこそ、會計原則の統一的論理的構造の建設に大きな發展をもたらすことにならう。

新しく提言された會計原則

290 歴史的な原價基準の制約を克服しようとする新しい會計原則の樹立にむけてこれまでになされた主な提言は、次の四つの範疇に分けることができる。

- (1) 固定資産處理に關する取換原價法
リ・レ・ス・シ・ト・エ・ス・ト・メ・ソ・フ
- (2) 固定資産の帳簿價額引上
カ・レ・シ・ト・バ・リ・エ・ム・メ・ソ・フ
- (3) 棚卸資産の處理及び固定資産の減價償却に關する現在價値法
カ・レ・シ・ト・バ・リ・エ・ム・メ・ソ・フ
- (4) 貨幣購買力の變動を反映するために會計記録を修正する指數法
インデックス・メソッド

○ 固定資産處理に關する取換原價法

291 この方法は損益勘定に引當費用を課して取換原價をまかなうのに必要な金額を設けるのである。したがつて、この方法では、固定資産の耐用命數にわたつてその原價を割當てる減價償却費の代りに、取換引當金を經費に計上することになる。この方法はむかしは今日以上にひろく行われ、なかんづく、公益企業によりほとんど例外なしに用いられた。

292 取換原價法をとる場合、その計算には相當の不正確性がともなう。ごく短期間に資産を取換えるのでないかぎり、取換原價は正確には見積れない。だから、この方法は年度利益の算定上計上する費用の決定につき個人的意見が作用する餘地をひろく残している。そればかりではなく、他方には、生産方法の進歩と新しい發明が往々にして現存の施設を陳腐化し、それが實際に取換えられる場合、新設備は古いものとまるで性格が異うということもあるのである。

物價の上昇がつづく場合には、資産の見積取換原價は年々増大するから、この方法の不正確性はつよく表面にあらわれる。もし、年度費用額をその時の見積り取換コストの一年分を基にして計算するとすれば、こうして設けた金額の合計は實際の取換コストをまかなうにはたりないであろう。この困難を克服するために、毎年過去の引當金の不足を埋めあわすような累加的基準で費用を計算するとすればその結果は特定年度に不當な負擔を課することになる。他方、もしこの不足を充分に埋めあわさなかったとしたら、固定資産の取換の引當をなした後の金額は利益でないことになる。後者の場合には、この方法をとる結果として、年度利益として示す金額は貨幣利益でもなければ、固定資産の取換準備を充分にやつた後の利益でもない金額であるということになる。物價の上昇が永續的であればあるほど、物價の上昇に従つて過去の準備金の不足が増大するから、この方法で計算する利益はますますその意義を減ずる。

294 この方法には、前に述べたような計算上ならびに取扱上困難があるほかに、實際に取換をおこなうときになつて明らかになつてくる別の問題がある。取換をなした場合には、(a)貸借対照表には新資産のコストを導入し、かくして、貸借対照表上は現在使用中の固定資産のコストを維持するか、または(b)新資産の原價を累加取換引當金に課するか、どちらかの行き方が出てくる。もし第一の行き方をとれば、取換えられる資産(舊資産Ⅱ片野)のコストは累加取換引當金に課せられる。しかし、物價が上昇をつづけている場合には、この引當金はそれに對して課せられた金額(舊資産のコストⅡ片野)を超過するであろう。この超過額は準備金として扱われ、貸借対照表上株主の持分の一部と認められることになる。これでは、年度利益は累加引當金を控除した後に確定されながら、しかも、この控除は後にいたり準備金として認められて株主への配當に用いることができるという、矛盾をふくむことになる。

第二の行き方をとると(すなわち新資産の原價を累加取換引當金に課すること)、このような準備金は貸借対照表には現われな

手續をとつているとすると、貸借対照表に示される金額はたびたび取換られた資産の原初原價であるということになる。

295 物價下落の時期には取換原價が歴史的な原價以下になるが、この場合には、もう一つ別の問題がおこる。もし、年度經費を見積取換原價の一年分にもとづいて計上する場合には、引當金額の總額は現存する資産の原價を償却するに要する金額以下になるであろう。この不足分を負擔させるべき準備金^{リザーブ}があるとは保障できない。だから、この費用は損益勘定に賦課しなければならぬことになる。その結果は、減價償却費の總額は歴史的な原價法をとつた場合の償却費總額にこれを修正することとなる。それゆえに、取換原價法は、實際に發生した資本支出の完全償却の引當をするために經費の追加計上をおこなうのでないかぎり、物價下落時には適用できないのである。

○固定資産の帳簿價額の引上

296 二―三の國々では、課税の立場から、法律できめた指數に即して固定資産の帳簿價額の引上げをおこない爾後の減價償却をこの引上價額にもとづいて計上することが許された。

297 固定資産の帳簿價額引上は價額引上の日を以て企業を一旦停止し新しい基準にもとづいて再出發するものとして取扱うという結果になるのである。この理由で、實際は子會社を獲得した會社がその負擔したコストを反映するように資産の價額引上をおこなうような場合とか、或いは、資産の現在評價にもとづいて新資本の募集をおこなう様な特殊な場合に、この價額引上が適切であり望ましいと考えられているのである。このような特殊な目的の場合を別とすれば、資産の價額引上は、通貨安定處置の一部として政府がおこなう全貸借対照表の再修正の場合にのみ適當するもののようにである。

298 固定資産の價額引上をおこなえば、爾後の減價償却費は資産の引上價額を殘餘耐用命數にわたつて割當てる金額となる。それゆえに、價額引上以後の年度については、固定資産の歴史的な原價でもなければ見積取換原價でもない金額にもとづいて減價償却費を計上した後に、利益としての數字が出てくることになる。價額引上げが法律に定めた指數ないし一般に認められた指

敷によらない場合には、爾後の減價償却の計算に個人的意見の要素が入りこむ大きな餘地がある。この方法にもまた取換原價法の場合におこる矛盾と同じものがふくまれる。引上價額が當該資産の歴史的原價を超過する部分は貸借対照表上資本準備金として取扱われるであろう。後にいたり、爾後の償却費に充分割當られた場合には、たとえそれが損益計算書に利益として現われなくても、この準備金は株主への分配に用いられることになる。

○減價償却と棚卸資産の處理に關する時價法

299 この方法は資産の消費にもとづいて生ずる費用を消費した資産の貨幣的原價によらずに、時價で計上するのである。

300 固定資産の償却費は歴史的原價の散布とみるのではなく、將來の取換に關する引當金とみるでもない。それは減價償却率を固定資産の歴史的原價にかける代りにその見積り時價にかけて計算した資産の年度消費額とみなされるのである。その結果は、ひろくいつて、特定年度の固定資産減價償却費を、資産の實際の購入價額にもとづいて計算する代りに、その年の時價で買った場合に出る概算額に修正することになる。利益計算上この主義をとることを主張する人のうちには、固定資産の時價を見積る方法は、會社の技術部門の人による評價の場合とか、現在の保險價值による評價の場合とか、買入の年度に基準をおく價格指數による評價の場合とかのような、特定の場合に最もよく適することを提言するものがある。かゝる提言は、この方法がしよせんは個人的判斷に基礎をおくものであることを強調するのに役立つだけである。

301 物價上昇期には、時價は歴史的原價よりも大きいから、時價にもとづいて計算する減價償却費は歴史的原價にもとづいて計算する減價償却費を超過する。時價法はこの超過分を貸借対照表に資本準備金として示すことを要求する。これは、利益計算上は控除額としてあつかわれる金額が貸借対照表では出資者の持分の一部を形成するものとみなされ、かつ、この準備金もはや資本の性質をもたなくなつたとみなされる場合には、出資者への分配に當てることとさえてできるという點で矛盾をふくむのである。物價の下落期には、時價は歴史的原價よりも小さくなるので、實際に生じた資本支出を充分に償却するため、追加費

用を計上し引當金を設けているのでないかぎり時價法を適用することはできぬことにならう。

302 すでに指摘したように、時價法は固定資産の取換の引當をする手段たることを意圖するものではない。それゆえ、價額の上昇がつづき、固定資産を取換えるために充分な金額を積むことが望まれる場合には、時價にもとづいて計算した減價償却費の金額をこえて追加額をもうけることが必要になる。この追加金額は損益勘定を通して準備金へ振替える項目として扱われることになる。そうすると、時價法で貸借対照表に示される準備金合計は現在の會計原則のもとにおこなわれる準備金と同じものとなる。だが、現在の會計原則のもとではこの準備金の設定が損益計算書上に利益そのものの中からおこなわれたものとして示されるのに對し、時價法の場合は、準備金に繰入れる金額の一部が、利益確定前の費用として扱われることは前の項で述べたとおりである。

303 さらに、時價法は、棚卸資産の消費についても、歴史的原價よりも時價を尊重することを要求する。時價法の遵奉者のうちには、消費物を時價で費用に計上するやり方はそれぞれの場合の特殊事情に即して考察すべきことを提言しているが、或る種の棚卸資産評價方法、すなわち、後入先出法・次入先出法・基準在高法およびこれらの變形をそれぞれ希望の目的を達成する手段とみなすべきこと、かつ、如何なる方法によつたか、それを報告書に示すべきことを提言しているものがある。

304 物價の上昇期には、棚卸資産の消費を時價で費用に計上すると、その結果、商品の原價と販賣時のより高い取換可能價額との差額は取引にもとづく利益の一部を形成しないことになる。物價の低落期には、歴史的原價以下で棚卸資産を取換えることができるから、歴史的原價が時價をこえるその超過分をカバーすべき追加費用を計上しているのでないかぎり、時價法は適用できぬことになる。しかしながら、物價が上昇しても、下落しても、商品のコストとその時價との差額は貨幣の購買力の一般の動きからおこるよりも、特定財貨の市場價格の變動から生ずる方が多いのがしばしばである。このような市價の動搖は損益に影響する通常の事業上の危険である。これらの危険が事業におよぼす影響は、一般に購入上の判断と經營上の判断に依存するとこ

るが非常に大きいのかゝならず、時價法のもとではこれらの變動の影響が利益計算上除外されてしまうようになる。

○貨幣購買力の變動を反映するために會計記録を修正する指數法

305 この方法は貨幣購買力の變動の影響を利益から排除することを目的としている。

306 この方法は、嚴密にいうと、歴史的原價による會計を變更するということを提言するものではない。それは歴史的原價にもついで作成された報告書を修正するという提案たる性質を多分にもつている。利益の計算上一勘定に計上される貨幣金額には、其の期間中種々の時期に生じた取引ばかりでなく他の期間中種々の時期に生じた取引をも混有している。たとえば、期首の棚卸高と數年前に取得した固定資産がある如くである。指數法の理論は、取引の記帳された時と報告書が調製される日との間に貨幣購買力の變動があつた場合には、取引が生じたときの通貨は現在使用している通貨とは別のものであるから、これは新しい通貨に換算しなければならないとするのである。換算手段としては購買力指數を用いる。

307 指數法を應用する技術は、満足な指數が得られさえすればさして厄介なものとする必要はない。たゞ、複雑した資本構成をもつ企業に關してはかなり面倒がおこることはあり得る。實務上、重要なことは、この指數法を普通の會計手續の一部として採用するには、その指數が毎月最新の形で利用できることが何よりも大事だということである。そうでないと、この方法は普通の會計日に年次報告書を急速に作成する場合に役にたかない。指數法の基礎理論からいうと、この方法は、固定資産購入とか期首の棚卸資産のような過年度におこなわれた取引に適用できるだけでなく、期間中に貨幣購買力がさうとうに變動した場合には、期中取引にも當てはまると思われる。

308 「ニューカレンシー新通貨」に換算する項目は、固定資産の減價償却と棚卸資産の消費というような特定項目だけでなく、すべての項目を網羅するのではないかぎり、會計報告書は物價上昇期に投資・債権および銀行預金のような資産を保有することから生ずる購買力の損失、もしくは、固定額の負債に生ずる利益を反映しないことになる。かゝる項目が棚卸資産および固定資産との關係上相

當額にのぼる企業にあつては、このような損益を無視して、特定の資産に生ずる損益のみを計上することは矛盾である。それでは、貨幣購買力の減少の影響を損益計算上排除することはできない。同様な問題は、物價の下落期にも生ずる。

309 指數法の理論を適用するには、特定財貨の價格の變動をあらわす指數ではなしに、貨幣の購買力の變動をあらわす指數を必要とする。購買力指數を用いないとすれば、一企業の會計報告書の各種項目にそれぞれ違つた指數を用いることが必要になつてくる。項目別に特殊指數を用いるやり方は、棚卸資産と減價償却に時價法を適用する手段となつてしまい、指數法の目的とする貨幣の一般購買力の變動の影響を測定することにはならなくなる。すべての企業が同じ指數を用いさえすれば、一般購買力の變動を示す正確な指數を使用することは重要なことではなく、なんらかの適切な指數（インデックス）を用いれば、それでこのような變動の影響はかなり正確に測定し得るといふ見解もある。また、價格はすべての商品財貨について均一に動くものではないから、特定の企業に一般指數を用いることはあまり適當ではない。さらにまた、貨幣購買力の變動が特定の企業におよぼす影響というものは、技術の進歩に由來する便益により相殺されることもある。それゆえに、指數法の全般理論は歴史的原價によつて作成する會計報告書を修正する有效な方法として認めるには、なおよく検討することが必要である。

310 假に貨幣の一般購買力の理論が有効であり、かつ、満足な指數を作成することができることが確かになつたとしても、指數法を適用する目的について重要な疑問がのこる。もし單に、歴史的原價により作成する會計報告書の附屬表として、貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼす影響についてのインフオーメーションを示すだけの目的で、この方法を用いるのであれば、有益なインフオーメーションを經營者と株主にあたえるであらう。しかし、もし、指數法が新しい利益概念を導入する手段として受取られるのであれば、それは會計問題をこえる意義をもつことにならう。

經濟的ならびに社會的問題

311 新しい利益概念を採用することは、それが取換原價法によると、固定資産の價額引上によると、時價法によると、ないしは、指數法によるとを問わず、いずれにしても、企業利益の計算をこえたずつと廣い問題をひきおこす。指數法による利益概念は貨幣購買力の變動が貨幣的權利におよぼす影響に關する全般的問題をひきおこすであろう。その場合は、重要な經濟的社會的問題を考察しなければならなくなつてくるし、他の三つの方法のいづれかによる利益概念をとつても、こうした問題がおこるであろう。次にその一部をあけておく。

(a) 貨幣購買力の變動を法律上認めて貨幣表示の法律上の權利を修正すべきかどうか。たとえば、國債・株式・家賃地代・年金・保險契約・社債・その他の債務・雇用契約による權利・利益額の如何により變化する利益分配計畫・生命保險契約と保險金受取人との權利關係。

(b) 財貨・用役の價格の決定、特に、新しい利益概念をとることが企業から投資家へ公正な報酬をはらうため、ないしは、および利益を生ませるというために、價格の引上を必要ならしめるかどうかの問題。換言すれば、購買力の一そのの低落をひきおこし、それが問題をさらに大きくすることがないかどうかの問題。換言すれば、購買力の一そのの低落をひきおこし、それが問題をさらに大きくすることがないかどうかの問題。

(c) 課税における各種企業および個人の相關的地位。英 ネチヤン・ド・ヤンダム 國における課税の基準および範圍では、貨幣購買力の低減から生ずる企業の資本追増の要求をまかなうために企業が貨幣的利息を内部留保しうる程度というものはいちじるしく制約されている。この事態を緩和せんとして新しい企業利益概念を樹立することは、個人納税者の適切な課税所得如何という問題をひきおこすであろう。新しい企業利益概念をとれば、物價上昇期には企業は巨額の税金を救済され、したがつて、この救済の負擔をいかにして他の納税者に分散すべきかという問題をひきおこすことになる。

(d) 現在は、貨幣的利益についてどの程度を配當にあてどの程度を將來の事業の要求のために留保するのが望ましいかをきめるのは、取締役の考える政策問題に屬するが、これに對して、配當前に資本の購買力を維持しなければならぬという基準に

立つて企業資本を募集するとした場合、この資本募集におよぼす影響如何。

(e) 物價が下落して購買力が増大した場合の事態、なかんづく、新しい利益概念ではその場合融出資本は手つかずではなくならないかどうか。

(f) 新しい利益概念を採用することが、結果として、優先株について配當の減少または見送りになる場合、現在の會計原則に即して作成された年次報告書や趣意書にもとづいて投資した人の立場如何。

これらの問題は一さいの企業および個人に影響をおよぼすものであり、したがつて、一つの會計方法が他の會計方法にくらべて企業利益の計算上うける制約が多いか少いかの問題をはるかに超えた一般貨幣政策および社會政策上の重要課題をふくんでいる。

結論と勸告

312 當會議は歴史的原價により作成される會計報告書の意義は幾多の制約をうけるものであること、なかんづく、會計報告書の作成に用いる貨幣單位が尺度の安定したものでないという制約のあることを、特に強調せざるを得ない。その結果、歴史的原價により作成する會計報告書に示されるのは、購買力で表示した富の増減の計算ではなく、また、それは企業の財務上の要請と適合して配當にあてうるものと見なしうる金額でもない。同様にして、それは價格決定・質銀交渉・課税等の目的にかならずしも適していない。これらの目的で報告書を用いる場合には、企業を維持するために留保した利益額に適當な注意をはらわなければならない。

313 他方、歴史的原價に代り得るものとしてこれまで世に提案されたものは重要な缺陷をふくむごとくであり、したがつて、それを論理的に適用することは、會計の領域をこえた社會的ならびに經濟的問題をひきおこす。それゆえに、當會議は、これまでもおこなわれた提案のいずれについても、歴史的原價にもとづく現在の會計原則に代えて一般に受け入れうるものとしてこれ

を認めることはできない。

勸告

314 當會議は、實行可能にしてかつ一般に認められる別の方法が用いられるのでないかぎり、また、かかる方法が用いられる時がくるまでは、次の會計原則を引つづき採用すべきことを勧告するものである。

(a) 歴史的原價は引つづき年次會計報告書を作成する基準たるべきものであり、したがつて、報告書に示す利益を算定する基準たるべきものである。

(b) 貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響（固定資産および流動資産の取換原價の増大をまかなう金額をふくめて）を認めて利益のうちから設定した金額は、準備金への振替として取扱うべきであり、利益算定上の費用として扱つてはならない。この振替額を損益計算書に年度殘高算定上の控除額として示す場合には、右の殘高は利益の全部ではないから、その事實を適切に表示しなければならない。

(c) 右の留保金額は、慎重の問題として、當分の間は配當に用い得ないものと取締役がみなすことを強調するために、原則としてこれを資本準備金として扱うべきである。

(d) 貸借対照表上、固定資産は價額引上をおこなつてはならない（ただし、第二九七項に述べたような特殊の場合を除く）。なかんづく、貨幣價値の安定を缺く場合にそうである。

315 當會議はまた、會社の取締役や役員たる當會員或いは顧客から意見を求められる當會員に對し、貨幣購買力のそのような變動がある時期には、歴史的原價によつて計算した利益に關してその意義に制約のあることを強調すべきこと、かつ、次の諸項目に注意をはらうべきことを勧告するものである。

- (a) 貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響、なかんづく、政策の問題として慎重に考察してみても配當に用いうるのみなしうる利益の額におよぼした影響を認めて、利益のうちから準備金に向ける金額を定めること。
- (b) 取締役の報告書その他に貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼした影響を表示すること、なかんづく、企業の維持に對する財務上の要求とこの要請に答えて取締役のとるべき政策として、準備金の設定によるか或いは新資本の募集によるか、を表示すること。
- (c) 貨幣購買力の變動が利益ならびに財務上の要求におよぼす影響を測定せんとする諸方法を實驗すること。かかる實驗の結果を年次報告書の附屬書類の一部として發表する場合には、計算に用いた基準ならびに當該企業に關する數字の意義を明瞭にすべきである。

(一九五二年五月三十日)

(3) 會計原則に關する勸告書第十五號の問題點

(a) 一九五二年の勸告書第十五號と一九四九年の勸告書第十二號との相違

一九五二年に發表されたイングラント・ウェールズ勸許會計士協會の會計原則に關する勸告書第十五號は、それより二年半前の勸告書第十二號の敘述を敷衍するという建前でかかっている。その結論は、年度利益の測定も年次會計報告書の表示も共に歴史的原價を以て遂行すること、實質資本維持に必要な資金準備は利益留保政策によつて遂行すること、というこれまでの主張を堅持しており、形式的には第十五號は單なる第十二號の衣更えにすぎないように見える。しかし、實質的には、インフレーション會計の問題のとらえ方において兩者の間に非常な違いがあるのである。その主な點をあげてみよう。

第一に、勸告書第十五號は、物價水準がはげしく上昇する條件のもとでは歴史的原價による會計はその機能をいぢるしく制約されるものであり、損益計算書に現われる期間利益は、單なる貨幣的 ^{Monetary} 利益であるにとどまり、經營の資本實體の維持を保障した後の配當可能と見うる利益ではないこと、また、質銀交渉・課税等の目的にも適合するものでもないこと、また、貸借対照表の數字は資本の實態を反映しない單なる貨幣的殘高であるにとどまることをはつきり認識するとともに、したがつて、かかる條件のもとでは、これらの缺陷をもたず、しかも従來の歴史的原價による會計と同程度の實踐性をもつところの新しい會計方法が必要であることをはつきり認めていたのである。

この點は、同じく歴史的原價による會計方法が物價上昇期においても依然最も有效であることを主張している一九四九年一月の勸告書第十二號および遡つて一九四五年六月の勸告書第十號同年一月の勸告書第九號とくらべると、その認めている有効性のウェイトにおいて非常な隔りがあるのである。

第二に、歴史的原價による會計に代わるべきものとして従來提案されてきたいくつかの新しい會計方法に對して、會計方法上の立場から容認しがたい最も重要な理由として、それらの新提案が會計の客觀性という點で歴史的原價による會計に取り替わりうる資格のないことをあげている。すなわち、物價上昇期において歴史的原價による會計がなお不可欠なる理由を積極的に打ちだしている點が、勸告書第十二號と重要な違いのある點である。

第三に、新會計方法の一つとして提唱されている「指數法」を従來の「歴史的原價による會計」の補足手段として用いることの有效であることを認めて、「もし、單に歴史的原價により作成する會計報告書の附屬表として、貨幣購買力の變動が企業の財政におよぼす影響についてのインフレーションを示すだけの目的で、この方法を用いるので

あれば、有益なインフレーションを經營者と株主にあたえるであろう。」とのべている點である。これは、直前第二にのべたように、當時のインフレーションのもとで歴史的原價による會計をとつてゐる結果として、經營の生産力維持の保障や貸銀交渉や課税や配當可能利益額等の決定を合理的におこなう基準とその計數を提供するという會計の重要機能がうしなわれ、それが會計外の解^{インフレーション}釋の領域に後退してしまつた點を匡正する最もよい工夫として勸告書第十五號が「指數法」の効果を積極的のみとめる態度を示した唯一つの點である。

これは、一九四九年一月の勸告書第十二號には存在しない考え方である。ただし、この工夫は勸告書第十五號によつてはじめて世に提案されたものではなく、近くは、この勸告書第十五號の出るその前年一九五一年八月アメリカの Committee on Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statement, A. A. A.: Price Level Changes and Financial Statements, Supplementary Statement No. 2. において、さらに遡つては一九四一年（昭和16年）六月日本において私の著書「貨幣價值修正會計」においてまつたく同じ考え方が提唱されており、その祖形は一九三六年アメリカの H. W. Sweeney: 'Stabilized Accounting' に現われている。

第四に、勸告書第十五號は、右の第三にのべたように、歴史的原價による基本會計報告書に併置して、貨幣購買力變動が企業財務におよぼした影響を測定した附屬會計報告書を作成することが有效であることを認識しながらも、同勸告書末尾の「勸告」の中では、この附屬會計報告書の作成ということを、歴史的原價による會計の領域外における實驗の問題として、當協會會員たちにこれに關心をはらうべきことを勸告している。これも勸告書第十二號にはみられない重要な點である。

(b) 勧告書第十五號にみられる會計方法上の問題點

以上の諸點を通じて本勧告書第十五號にみられる會計方法上の問題點を指摘すると次のごとくである。

勧告書第十五號では、右の附屬會計報告書を企業が經營維持のために利益のうちから留保すべき額を決定する指針として積極的に用いよ、ということとは提言していない。この附屬會計報告書の作成を實驗の問題として關心をはらうように會員たちに勧告しているだけである。その理由はなぜであろうか。

これは、この勧告書が、現實に會社の取締役がイギリス會社法の規定にしたがつて年次會計報告書を作成する場合に、實際にその作成にたずさわり、もしくは、その作成に關して意見を求められる當會員に對する勧告書であるといふ建前をとつてのことからいつて、こうするのが當然の措置であるとしたのかも知れない。さらにまた、附屬會計報告書を指數法に即して作成するとした場合使用する指數の選擇に關してなお研究の餘地があるとすることがその有力な理由とされたのかも知れない。しかしながら、當時のイギリス諸産業が、一九五一年四月にタツカー報告が發表されたその前後から、資本の蠶食を防止すべき現實的基準を眞剣に求めていたことは第6項のⅡでみたとおりでありしたがつて、この要望にこたえて會計領域の外で財務政策を實施する場合の基準として附屬會計報告書の作成を積極的に推進することが望ましい行き方ではなかつたのであろうか。それを敢えて實驗領域にとどめた事由は、具體的に實施する會計技術の用意が未だできていなかつたことに歸因するものとみて誤りではなからう。

勧告書第十五號に關して問題とさるべきもう一つの點は、さらに根本的なところにある。いわゆる新しい會計原則とよんでいるものと歴史的原價による會計と、この二つの會計方法は會計構造上どういふ位置づけをもつのか、これ

に關する勸告書第十五號の考え方そのものにある。勸告書は、「歴史的原價に代わり得るものとしてこれまで世に提案されたものは重要な缺陷をふくむごとくであり、したがつて、それを論理的に適用することは、會計の領域をこえた社會的ならびに經濟的問題をひきおこす。それゆえに、當會議は、これまでにおこなわれた提案のいずれについても、歴史的原價にもとづく現在の會計原則に代えて一般に受け入れ得るものとしてこれを認めることはできない。」

(三―三項)「當會議は、實行可能にして一般に認められる別の方法が用いられるのではないが、また、かかる方法が用いられる時がくるまでは、次の會計原則を引つづき採用すべきことを勸告する。」(三―四項)と述べている。すなわち、勸告書第十五號が「新しい會計」とよんでいるところのものは「歴史的原價による會計」とつて代わるべきものとしての「新しい會計」を意味している。いいかえれば、「歴史的原價による會計」と「新しい會計」とはたがいに相手を否定する立場にあるものとして考えられているのである。この考え方は、これまでインフレーション下の會計として歴史的原價基準を強調する立場の人々の所説についてみてみても、リップレスメント・パリュウ・ベシスの立場(現在取換原價基準のほか指數法基準をもふくめて)の人々の所説についてみても同様である。「兩者は會計領域として二者擇一のものと考えられてきているのが、ひとりイギリスの場合のみならずその他の諸國でも、「インフレーションと會計」という課題をとりあげる從來の態度であつた。

私見によれば、これがインフレーション會計の合理化を會計構造の上から考える場合從來犯されてきた根本的な誤りであつた、とすることができよう。ただし、歴史的原價による會計がインフレーションの到來によつて課される問題は、インフレーションに原因してうしなつたその會計機能を回復することにある。すなわち、「新會計方法」なるも

のは「歴史的原價による會計」と二者擇一^{オルターネーティブ}の立場で存立するべきものではない。兩者は二者同格^{コイザイネット}の立場で存立しなければならぬものである。その理由はこうである。

第一次世界大戦後の各國におけるインフレーションの經驗および第二次世界大戦後の同じ經驗を通して歸結すると、歴史的原價による會計がインフレーションのために喪失する會計機能は、歴史的原價による會計がインフレーション以前にはたしていた會計機能の全部ではない。正確に言えば、會計の機能領域としてインフレーション下においても歴史的原價によらなければその機能をたし得ない會計領域が存在するとともに、インフレーションの場合、歴史的原價ではもはやその機能をはたせなくなつた會計の領域が表面にできてきたのである。したがつて、インフレーションのもとでの會計のあり方は、一方では、歴史的原價によらなければその機能をはたせない會計領域を存置するとともに、他方、歴史的原價ではたせなくなつた機能を會計領域の中に復活する方法を講ずることではなければならない。したがつて、歴史的原價による機能領域と新しい方法による機能領域は、二者擇一^{コイザイネット}の關係では成立し得ないものであり、兩者は、二者同格^{コイザイネット}の關係において、ともに會計領域の中に併立しなければならぬ關係にあるものである。

あり態にいえば、勸告書第十五號の根本的立場は明らかに「ヒストリカル・コスト・ベシス」と「リブレスメント・バリニュー・ベシス」(廣い意味での)とを二者擇一^{コイザイネット}の立場として考へている點に重要な構造的缺陷をふくんでいるといわなければならぬ。しかしながら、勸告書第十五號は、何よりも、會社の取締役が一九四八年の會社法の規定にしたがつて作成する株主への會計報告書という、現實の法規定と完全に密着した場合の會計處理に關する勸告書であるという事情と、さらにもう一つには、この勸告書を生みだす環境としてのイギリス・インフレーションが奔

馬的悪性のものにいたらずして一應おちついたという事情を勘案するとき、そこに現われているインフレーション會計構造への認識は、當時の現實に即した最上のものであつたと私は考えている。

(4) 「會計原則に關する勸告書」第九號・第十號・第十二號・第十五號にわたるインフレーション會計觀の發展

第二次大戰後のイギリス・インフレーション期を通じて、次ぎ次ぎに公表されたイングランド・ウェールズ勸許會計士協會の「會計原則に關する勸告書」の中で、インフレーションと會計、という問題にふれたものは、一九四五年の勸告書第九號・第十號、一九四九年の第十二號、一九五二年の第十五號である。この四つの勸告書のうちにみられるインフレーション會計への認識の變遷は、インフレーション會計の研究上まことに興味ある、かつ、貴重な實證的資料を提供していると考えるのである。

一九四五年一月の勸告書第九號および同年六月の第十號においては、利益計算は期末資産の低價主義評價によることが基準とされた。これは會計領域の中へ歴史的原價による利益計算と物價水準變動の影響を考慮した財務政策を入れこむやり方である。一九四九年一月の勸告書第十二號では、物價水準上昇にともなう資産の取換原價上昇をまかなう資金手當は會計領域外の利益處分に屬する問題なりとするともに、この財務政策實施の最良の基準として、手當すべき資金額を資産の使用期間に計畫的に割當るやり方のあることを示唆している。こえて、一九五二年五月の勸告書第十五號にいたり、物價水準のげしく變動する條件のもとでは、歴史的原價による會計方法では會計機能に障害をもたらずがゆえに、この機能障害を匡正する別の會計方法が必要であることを認めるとともに、この必要に應ずる接近法として補助財務表の手段のあることをはつきり意識しているのである。

第二次大戦後のイギリスのインフレーション時代を通じて、結論的には歴史的原價による會計方法を終始一貫して堅持してゐる The Institute of Chartered Accountants in England and Wales の勸告書は、そのインフレーション會計に關する思考においてこのよゝうな段階的發展があるのである。

(一九五七年十二月)

後記

本稿は私の「イギリス・インフレーション會計の研究」の一部をなすものである。今次が、イギリスのインフレーションに際し同國會計士諸團體の間に利害的對立があつたことが傳えられているが、本稿はこれらの問題にはまつたくかわりなく書いたものであることを特に附記しておく。